

沖見初炭鉱の創立と展開について：鈴木商店から大倉鉱業、東見初炭鉱への経営権移譲を中心として

三浦， 壮
鹿児島大学：准教授

<https://doi.org/10.15017/1932030>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 33, pp.25-73, 2018-03-15. 九州大学附属図書館付
設記録資料館産業経済資料部門
バージョン：
権利関係：

【論説】 沖見初炭鋳の創立と展開について

—— 鈴木商店から大倉鋳業、東見初炭鋳への経営権移譲を中心として ——

三 浦 壮

本稿の目的は、宇部炭田・沖見初炭鋳の創立と展開を、経営権移譲の過程に重点を置きながら考察することで、①三井・三菱ほどのガリバーではないが、広域展開をしたコンツェルン型企業集団による炭鋳経営の特質を明らかにし、②戦間期における企業買収の実相について、炭鋳企業を事例にしながら検討することにある。

宇部炭田は、地元（内部）資本による炭鋳開発が行われたことで知られた地域である。沖見初炭鋳は、宇部炭田では数少ない、非地元（外部）資本の経営による炭鋳である。鋳区は宇部炭田東部の海底下に位置しており、西側の境界線には宇部炭田で出炭量二位の東見初炭鋳が隣接し、東見初をはさんで出炭量首位の沖ノ山炭鋳があった。この沖見初炭鋳・鋳区は、合計で三つの大資本による採掘を経験した。まず、一九一六（大正五）年に鈴木商店の資本で沖見初炭鋳株式会社が設立され、鈴木不破純にともない一九二七（昭和二）年に大倉鋳業へ経営権を移した。その後、一九三一（昭和六）年に鋳区が隣接している東見初炭鋳（藤本閑作）が買収し、沖見初の名は消滅するという経過をたどった。本稿ではこれ

らの諸過程を追跡調査していく。沖見初炭鋳単独の規模は、長廣「二〇〇二」巻末付表によれば、一九二五年の時点で全国三七六炭鋳中七二位の出炭量であり、大規模とはいえないが、重要鋳山レベルの出炭量を記録した。

先行研究を整理しよう。当該期の宇部炭田研究は、荻野喜弘「一九八三」、三浦壮「二〇〇六」、三浦壮「二〇〇八」があるが、いずれも宇部資本系炭鋳の動向に焦点をあてたもので、沖見初炭鋳について多くはふれられていない。石炭産業史全体を見渡すと、炭鋳経営を全国展開した財閥系資本による研究は数多く存在する。ただし、三井・三菱による巨大財閥の研究がほとんどであり、それより規模が下位に位置する、広域展開をしたコンツェルン型企業集団（本稿の鈴木商店、大倉組等）による炭鋳経営の研究は少ない。炭鋳買収を主たるテーマとした研究については、学会発表こそ行われているもの¹、論文として学界に提供されたものはみあたらず、炭鋳業で買収交渉が行われた際どのような経過をたどったのか、また買収後の経営はどのようなようになされたのか、実証成果の

提供が求められている。

鈴木商店が経営した個別産業・企業の研究をみると、①二次資料を基礎資料とする総説的研究（桂芳男「一九七七」ほか）、②砂糖・樟脳など台湾との関係から経営の展開を考察した研究（齋藤尚文「二〇一七」）、③他金融機関の資料から経営破たんに至るまでの実相を明らかにした研究等がある（武田晴人「二〇一七」）。しかし、個別系列企業の実相は必ずしも充実しているわけではない。鈴木商店による炭鉱経営については、荻野喜弘「二〇〇〇」によって帝国炭業の分析が試みられているが、多くの炭鉱企業分析の一部としての扱いであり、総説的な水準にとどまっている。鈴木商店系列企業の研究が少ないのは、鈴木商店側の一次資料がほとんど残っていないためである。本稿もその制約は免れないが、桂芳男「一九七七」では沖見初炭鉱は鈴木商店の「直系企業」として位置づけられており、山元が位置した地域の二次資料を読み解くことによつて、多少なりとも実証水準の向上を試みたい。

ところで、鈴木商店の先行研究をみる限りでは、鈴木が破たんするまですべての描写は積極的なものがある一方で、破たん後の企業整理や、整理後の企業経営がどのような動向をたどったのかについては関心が持たれておらず、詳細なやり取りは必ずしも明らかにしていない。本稿は、鈴木商店破たん後の系列企業の動向を追跡調査するものであり、副次的ながら、この点についても鈴木商店（または台湾銀行）研究に関する貢献となるだろう。

一方、大倉鉱業の研究水準は総じて高いものがある。これは大倉財閥の一次資料の保存状況が優れていることにほかならず、本稿に関係する範囲では、中村青志・渡辺渡「一九七七」、大倉財閥研究会編「一九八

二」、中村青志「一九八〇」などの成果が得られている。ただし、大倉の鉱業部門の研究についてみれば、海外進出に関する研究は分厚い蓄積がある一方で、国内炭鉱の研究は相対的に量が少ないのが現状である。中村青志・渡辺渡「一九七七」、中村青志「一九八〇」によって、大倉組および大倉鉱業全体の経営・投資を見渡す業績こそ得られているものの、個別炭鉱に焦点をあてた分析はなされておらず、これからの課題として残されている。

本稿の貢献は、この課題に実証成果を加えることにあるが、先行研究から受け継ぐべき論点は以下の四点にある。①大倉鉱業は大戦ブーム期に後発企業として国内石炭産業に参入して以降、一〇年間で一〇倍以上の急速な肥大化を示したこと、②一方で国内炭鉱部門は二八年以降毎年数十万円から一〇〇万円におよぶ赤字に転落していること、③とくに大正末から昭和初期にかけて買収した茨城無煙、沖見初は一貫して多額の欠損が続いたこと、④この要因は当初の見込み以上に採炭コストが高いことにあり「両鉱区の買収戦略には、事前の調査計画の不備など重大な誤りがあったとも推測される」こと、である²。本稿では東京経済大学に所蔵されている、中村論文では用いられていない沖見初炭鉱の一次資料を読み解くことで、これらの諸相について深化を試みたい。

分析に先立ち、鈴木商店と大倉鉱業の全国的な位置を確認しよう（表一）。鈴木も大倉も炭鉱に主軸を置く資本ではないため、石炭産業史ではあまり注目されてこなかったように思われる。しかし表によれば、法人の直営か、分社化して株式を取得・役員を派遣することによる経営権の保有かという違いを別問題とすれば、かなりの出炭量をもつ資本グループといえる。一九二五年には、鈴木系の炭鉱だけで一一六万トンに達してお

表1 鈴木商店・大倉の経営権下にある諸炭鉱の鉱山・法人・資本系列別出炭量一覧

1920年						
資本系列	法人名	鉱山名	所在地	出炭量	法人別出炭量	資本系列別出炭量
大 倉	入山採炭株式会社	入 山	北 海 道	350,863	350,863	350,863
鈴 木 商 店	帝国炭業株式会社	起業小松	福 岡	151,372	209,798	209,798
		神ノ浦	福 岡	44,370		
		猪位金	福 岡	14,056		
	沖見初炭鉱株式会社	沖 見 初	山 口	-	-	
1925年						
大 倉	大倉鉱業株式会社	茂 尻	北 海 道	232,252	232,252	616,723
	入山採炭株式会社	入 山	福 島	384,471	384,471	
	大濱炭鉱株式会社	-	山 口	-	-	
鈴 木 商 店	帝国炭業株式会社	木 屋 瀬	福 岡	348,897	1,012,354	1,161,240
		御 徳	福 岡	193,321		
		起業小松	福 岡	187,418		
		鴻之巢	福 岡	99,148		
		神ノ浦	福 岡	94,635		
		中山田	福 岡	78,279		
中 里	長 崎	10,656				
重 壽	福 岡	-				
第二重壽	福 岡	-				
	沖見初炭鉱株式会社	沖 見 初	山 口	148,886	148,886	
1930年						
大 倉	大倉鉱業株式会社	茂 尻	北 海 道	311,016	565,995	947,382
		大倉無煙	茨 城	150,659		
		沖見初	山 口	104,320		
	入山採炭株式会社	入 山	福 島	374,326	381,387	
廣 野	福 島	7,061				
	大濱炭鉱株式会社	-	山 口	-	-	

出所：福岡・東京・仙台・札幌鉱山監督局『鉱区一覧』（1921年、1926年、1931年）に記載された鉱山・法人名、出炭量を集約して作成。

り、大倉も六〇万トンを超えている。一九三〇年に鈴木系は消滅しているが、大倉は九五万トン弱の出炭量まで伸ばしている。二五年の鈴木は麻生や住友系をこえる規模であり、大倉はそれに及ばないまでも、時代によっては近いところまで位置する大きさである。充分に有力炭鉱資本の枠内に入るとみてよい。中村青志「一九八〇」では、一九二八年における大倉系炭鉱の出炭高は「古河鉱業の出炭高とほぼ同規模であり、同年のわが国企業中第十三位の出炭高」であると整理されている。

個別炭鉱のレベルに目をおとすと、一九二五年時、鈴木系諸炭鉱における沖見初炭鉱の出炭量は、起業小松につぐ規模であり、鈴木商店傘下の炭鉱では中堅に位置した。一方、一九三〇年の大倉系諸炭鉱における沖見初の規模は、出炭実績がある五炭鉱中四番目であるが、一〇万トン台には乗せており、大倉としても無視できない規模を維持していることがうかがえる。

つぎに、沖見初炭鉱の出炭量と鉱区面積を経年ベースで確認し、全体の流れを示したい（表2）。これをみて明らかのように、一九一六年に創業して以降六年間は出炭の記録がなく、一九二一年になりようやく出炭量が数値として現れている。外部環境から説明すれば、インフレの時期に鉱区の開発を行い、石炭を販売し始めた時にはデフレになっていたのである。したがって、創業期間も、採炭期間も、経営に苦しんだであろうことが推定される。

表2 沖見初炭鉱の出炭高・鉱区面積
(単位：トン、坪)

年	出炭量	鉱区面積	備考	
1916	-	156,222	鈴木	
17	-	671,747		
18	-	2,558,741		
19	-	4,362,241		
20	-	4,362,241		
21	3,090	4,392,241		
22	43,313	4,392,241		
23	60,202	4,392,241		
24	109,030	4,392,241		
25	148,886	4,392,241		
26	161,591	4,392,241		
27	159,939	4,392,241		大倉
28	135,893	4,392,241		
29	163,584	4,392,241		
30	104,320	4,392,241		

出所：各年度『福岡鉱山監督局管内鉱区一覧』。

一方、鉱区面積はつぎつぎ拡張し、創業四年目までに四〇〇万坪を超える大鉱区を形成している。これを宇部の二大炭鉱と比較すれば、一九二一年における沖ノ山炭鉱の鉱区面積は三一七万五七八坪、東見初炭鉱は一六五万七六一九坪であり、一九二七年になっても沖ノ山は四七六万八九八坪、東見初は一七五万一六〇坪である。鉱区面積が広ければ機械的に出炭量が伸びるわけでないが、鉱区の権利を確保することは、炭鉱経営の基礎条件にはかならない。このような中で、沖見初炭鉱は一九一九年までに広大な面積にわたる鉱区を確保していることから、鉱区が限られる宇部炭田で、状況によっては沖見初炭鉱区が大きな利権となる可能性があった。

これらをつまみ、創業期から沖見初炭鉱の経営を検討したい。資料の引用にあたっては、原則として旧字を新字に改め、適宜句読点を補った。引用資料で所蔵先が明示されていないものは、国立国会図書館デジタルコレクション、立命館大学附属図書館に収録・架蔵されているものを使用している。

一 創業・開発期（鈴木商店）

一― 鈴木商店と地元採掘業者の提携と鉱区の開発

本節では、鈴木商店による沖見初炭鉱の創業と開発について検討したい。沖見初炭鉱は、山口県平民である藤井保が保有する鉱区に対して、鈴木商店が資本注入することで成立した。『鉱区一覧』によれば一九一〇（明治四十三年）年に、登録番号二二二、鉱区面積五七万一五四坪で藤井保による試掘鉱区が登録されている。当該鉱区は、一九一一年（明治四十四）年に鉱業権者・藤井保名義で八王子炭鉱として開発され、一九一六（大正五年）年に鉱業権者・沖見初炭鉱株式会社（鈴木商店の直系企業）として継承されている³。藤井保に関する情報は限られるが、宇部共同義会や達聴会のほか、宇部地域の公共団体や諸企業への参加履歴が見いだせず、宇部の在来コミュニティの外部に位置した人物と推測される。以下、一九二一年に沖見初炭鉱が着炭した際の藤井保による回顧録から、草創期の沖見初炭鉱区の様子を検討しよう。

私があつた炭鉱に着目して試掘に関わつたのは今より十二年前であつた。漸く石炭の埋蔵を確かめて、愈々事業に着手せんとし、或いは三井に或いは久原に古河にと、色々交渉を試みる中に、例の東見初の変災で海底採掘が悲観される時代となり、遂に渡邊、庄、高良諸氏に謀り組合を組織せんとする折柄、鈴木の方と提携が成立した。最初は五十万円で立派に遣れる見込であつたのが、戦乱の結果物価は奔騰する、事業は存外に困難で工事は捗らぬ、其中には世間で種々の批難があつて、イクラ掘つても行つても石炭は無いのだと

唱える者もある、本部からは石炭が在るのならば早く出したら付うぢや、無ければ無いで早く其事を打明けるが宜いなどと責付けられる、イヤ実に往生した⁽⁴⁾。

藤井保が沖見初鋳区の試掘に関わったのは、一九二一年より一二年前のことであつた。「其当時海面の試掘は他に例がないので非常の困難を極めた」とされ、ボーリング台に船舶が衝突するなどにより、四ヶ所の試掘地点でボーリング台を合計一四回建て換えるなど、試掘だけで「三万余円」の資金を投じたといふ⁽⁵⁾。資料によれば、藤井保は、三井・久原・古河（外部資本）、渡邊・庄・高良（宇部資本）等と資金面での交渉をしてきたようである。いずれも、大規模炭鋳・鋳山の経営実績がある資本と交渉していることがうかがえるが、最終的に、交渉業者の中でもっとも鋳山経営の実績が乏しい、鈴木商店との提携が成立した。鈴木商店との提携後は、第一次大戦による物価の騰貴や、石炭が産出しないことで苦勞を重ねた様子が読み取れる。つぎに一九二六年八月、沖見初炭鋳株式会社が成立した際の新聞記事をみよう。

此度同氏〔藤井保……引用者〕の令弟宅野潔氏は神戸市の鈴木組と協定を遂げ合資を以て掘採^(マダ)に着手することとなり、爰に沖見初炭鋳株式会社⁽⁶⁾の成立を見るに到りたるは地方人の等しく歓迎する所なり、今之が組織の概要を記さんに予定の資本金五十万円とし、内四十五万円は鈴木組及び藤井宅野両氏にて引受け、残額五十万円を地方にて募集する筈なりと云ふ、元來鈴木組にては石炭部の設置は近年のことにして未だ充分の経験⁽⁷⁾を積み居らざるに依り、之が経営の方法は

一切宇部旧來の慣行に従ふはづにて、業務上の事は悉く両氏を初め当地の経験家に一任し重役は双方より推薦することに決し、事務員の日給及び執務の時間等悉く宇部式に依る、只だ之を株式会社となしたるは投資者の誤解を防ぐに過ぎずと云ふ⁽⁶⁾。

当初の資本金は五〇万円であり、うち四五万円を鈴木と藤井で引き受け、影響力の保持をはかった。また、鈴木商店の石炭部設置は近年のことであり、充分な経験がないため、経営方式は株式会社組織ではあるものの、業務上のことは宇部炭田の経験者に一任するとし、「宇部式」による藤井保への委託経営方式による稼行がなされたことを示唆している。

表3は、時代をやや下つて、一九二二年、二六年時点の大株主の状況と属性を示したものである。一九二二年九月時点で、鈴木商店の法人出資三六一二株（二八・一％）が筆頭株主、二番目が藤井保一四〇〇株（七・〇％）、三番目が安中正男一二〇〇株（六・〇％）、四番目が宅野潔（藤井保の弟）一一二九株（五・六％）となつている。地元資本（株主）は、一人ひとりとは上位株主として位置しており、重役陣のなかで一定の發言権を確保していたとみられるが、総株数における地元資本の割合は少なく、鈴木側の圧力を受けながらの山元経営を余儀なくされたことを推測させる。一九二二年時点で、一〇〇株以上保有した株主の持株総数は一万七三七二株（総株数の八六・七％）であり、そのうち鈴木商店系（推測されるものも含む）の株数は一万二二七七株（総株数の六〇・九％、一〇〇株以上の七〇・一％）にのぼるものである。さらに一九二六年になると、藤井保が株式数を減らす一方で、一〇〇株以上の鈴木商店系の株式数は一万三二八三株（総株数の六六・四％、一〇〇株以上の七六・

表3 鈴木商店経営期における沖見初炭鋳100株以上大株主

(単位：株、%)

No	住所	氏名	1922. 9. 30		1926. 3. 31		備 考
			株式数	持株比率	株式数	持株比率	
1	山口	合名会社鈴木商店	3,612	18.1	3,837	19.2	
2	山口	藤井保	1,400	7.0	850	4.3	山口県平民藤井太郎右衛門長男。沖見初炭鋳（常取）
3	山口	安中政男	1,200	6.0	1,200	6.0	日本酒類醸造（監）、彦島増嶋（取）
4	山口	宅野潔	1,129	5.6	1,091	5.5	藤井保弟。沖見初炭鋳（取）
5	兵庫	鈴木岩治郎	1,000	5.0	1,000	5.0	鈴木岩治郎・よね長男。神戸製鋼所（取）、帝国汽船（取）、日本セルロイド（取）、東洋燐寸（取）、日本拓殖（取）、日本商事（取）、大正生命保険（監）、日本教育生命保険（監）、浪華倉庫（監）
6	兵庫	金子直吉	800	4.0	800	4.0	神戸商業銀行（取）、日本樟腦（取）、大正生命保険（取）、国際汽船（取）、鈴木商店（専取）、鈴木（理事）
7	兵庫	鈴木岩蔵	800	4.0	800	4.0	鈴木よね三男、岩治郎弟。太陽曹達（社長）、帝国人造絹糸（社長）、日本金属（監）、鈴木商店（監）、鈴木（理事）
8	山口	浅田泉次郎	600	3.0	600	3.0	愛媛県平民。肥筑軌道（監）、沖見初炭鋳（取）、日本金属（取）、彦島増嶋（取）
9	山口	石田亀一	600	3.0	600	3.0	沖見初炭鋳（取）、帝国麦酒（監）
10	福岡	土屋新兵衛	600	3.0	600	3.0	神戸製鋼所建設主任・大里製糖所主任・帝国麦酒主任・後藤毛織主任・彦島徳島各精錬所所長を歴任。静岡県平民朝鮮鉄道（取）、佐賀紡績（取）、肥筑鉄道（取）、鹿児島醸造（監）、帝国計器製作所（監）
11	山口	西岡貞太郎	600	3.0	600	3.0	兵庫県平民。帝国酒類製造〔日本酒類醸造〕（取）、帝国麦酒（取）、沖見初炭鋳（社長）、帝国炭業（社長）、日本商業会社（取）、帝国樟腦（取）、鈴木商店（取）、西岡定吉商店（代取）、彦島増嶋（取）、山陽電気軌道（取）
12	東京	宮本政次郎	600	3.0	600	3.0	大蔵省主税局勤務後、鈴木商店に入社。東京府士族。沖見初炭鋳（監）、日本酒類醸造（社長）、東洋製糖（取）、帝国麦酒（取）
13	東京	岡和	538	2.7	238	1.2	山口県士族。沖見初炭鋳（取）、長門起業炭鋳（取）、旭石油（専取）、北辰会（取）、宇部セメント（取）
14	兵庫	谷治之助	400	2.0	400	2.0	鈴木商店（監）、日本製粉（取）、支那樟腦（社長）、豊年製油（取）、帝国炭業（取）、日本柱管（取）
15	兵庫	柳田富士松	400	2.0	400	2.0	兵庫県平民。大正生命保険（監）、神戸製鋼所（監）、浪華倉庫（取）、鈴木商店（常取）
16	山口	三隅珍太郎	357	1.8	357	1.8	沖見初炭鋳（取）。沖字部の旧家。
17	兵庫	西山芳夫	205	1.0	-	-	
18	山口	公文久米蔵	200	1.0	200	1.0	日本酒類醸造（取）、関門窯業（監）
19	山口	杉村馬太郎	200	1.0	200	1.0	浪華倉庫（取）、彦島増嶋（取）
20	山口	筒井道時	200	1.0	200	1.0	
21	静岡	戸坂隆吉	200	1.0	200	1.0	東京毛織（取）、日本酒類醸造（取）、豊年製油（取）
22	山口	二宮久吉	200	1.0	200	1.0	
23	福岡	平野温重	200	1.0	-	-	
24	山口	眞鍋善作	180	0.9	180	0.9	
25	兵庫	松原清三	160	0.8	160	0.8	大洋曹達（取）、樺太漁業（監）、南満州物産（取）、豊年製油（監）
26	山口	福田虎吉	155	0.8	102	0.5	
27	福岡	久良知フサ	150	0.8	-	-	
28	山口	藤津良蔵	127	0.6	117	0.6	下関の化粧問屋
29	山口	大瀧義重	120	0.6	-	-	
30	山口	三隅壽介	120	0.6	120	0.6	小野田セメント（取）、山口県平民。
31	山口	藤井秀雄	110	0.6	-	-	藤井保長男。
32	山口	藤津定之助	109	0.5	-	-	
33	福岡	萩野休次郎	100	0.5	100	0.5	
34	福岡	飛工重利	-	-	390	2.0	
35	神戸	内海静太郎	-	-	300	1.5	帝国人造絹糸（専取）、浪華倉庫（取）
36	山口	金子三次郎	-	-	256	1.3	金子直吉の甥（直吉実弟の婿養子）。
37	兵庫	鈴木よね	-	-	200	1.0	鈴木岩治郎・岩蔵母。
38	高知	斎藤鶴子	-	-	150	0.8	
39	山口	西岡文子	-	-	130	0.7	西岡貞太郎長女。
40	山口	東岡正治	-	-	104	0.5	
41	兵庫	重永道夫	-	-	100	0.5	
42	兵庫	高倍権太郎	-	-	100	0.5	日本商業会社（監）、東洋豆粕製油（監）、大正汽船（監）、大洋海運（監）、福原汽船（監）

出所：「株主人名録」『沖見初炭坑営業報告書』所収、『人事興信録〔第7版〕』1925年、『銀行会社役員録〔第29版〕』1925年。
注）1922年は総株主数311人、総株数20,000株、1926年は総株主数295人、総株数20,000株である。

〇%)と増加し、二〇年代前半を通じて鈴木の影響力が高まっていった。また、沖見初炭鉦の株主構造をみる限り、鈴木商店は直轄事業に対する影響力を鈴木商店本体による法人出資によって確保するというよりは、法人出資と鈴木商店社員の個人出資を組み合わせたかたちで事業へ関与したことがわかる。これは、帝国炭業にも同様の株主構造をとっていることが確認され、鈴木商店における炭鉦出資の特質といつてよいだろう。つぎの資料は、沖見初炭鉦の創立総会に関する報道である。

去十九日創立総会を岡村楼に開きたるが、発起者株主約七十名来会、藤井保氏発起者を代表して従来の経過を報告し、鈴木組の重鎮岡烈氏を推して座長となし、組織に関する重要事項を議定し、無事に閉会を告げたり、聞く所に依れば、同鉦は社長を置かず万事取締役会にて処決筈にて、本鉦事務所は下関に置き販売其他一般の業務を統括し、専務取締役西岡定太郎氏之を監し、字部を鉦業所として常務取締役藤井保氏経営の衝に当る由⁸

創立総会の時点では社長を置かず、西岡貞太郎を専務、藤井保を常務とする方針が決められ、「万事取締役会にて処決筈」とされた。もともと鉦区を所有していた字部の地元業者と、資本注入をした鈴木商店の間でバランスをとった可能性が指摘される。一方で、採掘は字部、販売や経理は下関で行うとされ、経営は分業体制がしかれた。石炭採掘に関する藤井保の職能を鈴木商店が利用しながら生産を行い、石炭販売と会計業務は鈴木商店が管理した模様である。沖見初炭鉦が売却される際に作成された資料によれば、塊炭は大阪へ向けて一トンあたり平均単価一五円

(一トンあたり利益金一円三六錢五厘)、二等炭は塩田へ一トンあたり七円で売られたほか、粉炭に関しては「主要得意先」として、鈴木商店系列である帝国人絹岩国工場に一トン一〇円四一錢(一トンあたり利益金七九錢)で売りさばかれたことが記録されている⁹。つぎの資料は、創業から二年後の一九一八年六月の新聞記事である。

鈴木商店の西岡貞太郎氏を頭取に、当地の藤井保氏を専務取締役とし、百万円の大資本にて一昨年着手の沖見初炭鉦は、昨年九月創設の斜坑は既に百二十間を掘穿し、其の坑口の如き煉瓦作りにて頗る立派に竣工し居れり、豎坑も四本の内既に二本は海底近く掘穿し居れる由にて、斜坑の方は今二百間も掘穿せば採炭に至るべしと、同炭坑の外観は実に立派なものにし、当地方に於ては殆ど其の比を見ざるが、果して採掘の結果が外観の美と伴うや否や¹⁰

一九一八年では、頭取(社長)職が置かれている。頭取は鈴木商店下関支店長の西岡貞太郎が務めており、鈴木商店側が上位に位置するという形での組織上の変化がみられることがわかる。炭鉦設備に関する記述もみられ、「同炭坑の外観は実に立派なものにし、当地方に於ては殆ど其の比を見ざる」とされており、字部資本系の炭鉦よりも設備投資に金をかけた様子が見えがわかれる。これらの数値については、後ほど確認したい。

沖見初炭鉦が最近事業縮小したるに就て、巷間種々なる憶説を為すものがある、右に付全鉦専務取締役藤井保氏は語る、当炭鉦が近頃にて三尺炭の採掘を中止し、全時に事務員其他を減員したことは

事実である、昨今の如き炭界の不況なる時に於て三尺炭を採掘した処で、売つて引合わず、而かも採炭量を多くすれば売り先きに就て忽ち行詰るのである、目下九州炭でさへ売場に困り、戸畑若松は勿論、山元にさへ置き切れぬと云う貯炭をして居る有様である、されば我炭界は当分不況と見ねばならぬ、此場合に於て強いて出炭せしむるを急がず、只坑道掘進を専らとして時期の至るを待つことにしたのである、採炭中止の結果、当鉱に使用する石炭は東見初又は九州炭を買入れること、し、現に一週間毎に蒸発力の試験■中である、其結果今後東見初炭を使用するか或いは九州炭とするか其辺は未定であるが、少々高くついても採掘して使用するよりは利益である、斯くの如くして我炭鉱は徐に持久策を執つたもので、要するに算盤の上から割出したものである、之れに付て種々なる憶測を流布するものがありとすれば、そはする人の勝手である、先般事務所の減員をした時、西岡社長は社員を戒めて、事業を縮小した処で精神迄萎縮しては困る、今後は少数の人を以て比較的多くの仕事をするのであるから、大に發展して貰はねばならぬと言つて寄越したが、誠に其通りである、炭界の景気もこゝ、一年も経過すれば多少回復するであらう、我社とても景気さへ直れば何時でも復旧する計画である云々⁽¹⁾

この資料は、創業から四年後の一九二〇年に事業を縮小した際の新聞記事である。原因は炭価の下落と、一九二〇年時点で掘り出しているのが低品位の三尺炭のため、需要が少なく、引き合いがつかないためであった。これを受け沖見初炭鉱は、掘進に努めつつ、高炭価での販売が見込まれる五段炭層（宇部炭田で最も品質が良く、二〇年代に市場が拡大す

る小口営業用炭・家庭用炭市場へ需要があった）の鉱区開発に注力をする事で「自給策」をとった。自家用炭については、採掘するよりも採算が合うという理由から、隣接鉱区で採炭活動をしている東見初炭鉱より購入することとした。当時の沖見初炭鉱の生産コストはよいものではなく、東見初炭鉱の方が生産コストに優れていたことを示している。生産縮小から一年後、沖見初炭鉱は悲願の五段炭層に着炭した。以下は、一九二一年十月三日に開坑式が挙行された際の報道である。

来る十月三日を以て開坑式を挙行せんとする沖見初炭鉱は、過る大正五年の起業であつて、爾來六年ケ年の間多大なる資力と労力とを費やし、粉々たる世評を切り貫きつ、漸く去月上旬を以て目的地点に達したので、其間に於ける当事者の慘憺たる経営振りに対しては識者の同情を寄する所であると同時に、同炭鉱が今後我地方の富源を開発し、繁栄を助長する上に於て貢献する所多かるべきは論を俟たぬ次第である、今現況の概要を聞くに、今回着炭したのは五段層の第一区に属するもので、堅坑を基準とした大通しの延長は六百九十間である、元來同坑では最初より完全なる設備と設計の下に進んだので、大通しは道幅を十二間とし、高さ四間となつて居る、其大部分は堅牢なる蛇紋岩を繰貫き、且又セメント発射を以て張詰たるもので、地下■一大総観を呈して居る、而して該大通しは石炭層より下を通じて行くことになり、採掘■予定の区画が設けてある、第一区画は東見初との関係上あまり広くないが、第二区よりは一区画毎に五年間の採炭量を蔵して居る、目下の計算では大正十二年よりは五百噸を掘出し、少なくとも五ヶ年の後は一千噸を出す予定であ

る、而して今後五十年は継続して出炭ができる筈なので、大派炭の方は目下のところで採掘を見合はす方針である、其は斯る遠距離より多大の経費を投じて下等炭を掘出しても採算上とても引合はぬのが原因であるが、今後低温乾溜法などが発達し、他にも種々の新研究が現はれて石炭の価値が向上した場合には、何時でも大派炭に手を伸ばすを得るだけの準備は出来て居る由である¹²⁾

これによると、長年にわたる掘進の結果、坑口から切羽までの距離が長くなったことがわかる。低品位炭の価格が下落していたことは見逃せないが、これが要因となり、宇部炭田の主要炭層のひとつである大派炭層の採掘はしないという方針になった。また、坑内設備に多くの資本をかけた様子もうかがわれ、長期間にわたる開発だけではなく、贅沢な坑道を造つたとみられる。以上のことから、優良炭層には着炭したものの、長期間にわたる開発が多額の資本装備と坑道の延長につながり、資本・生産効率の低下をもたらし、のちにみるように資金面から炭鉱経営を圧迫していった。以下は、五段炭層着炭の一年後にあたる一九二二年十一月の新聞報道である。

沖見初炭鉱は世人の知る如く、最初資本金五十万円を以て事業を開始したるが、地質上の関係等からして意外の困難に遭遇したるのみならず、折柄世界大戦の影響にて物価の暴騰を来したので、遂に百五十万円の増資を断行し総計二百万円を以て理想的の施設を為し、道が大資本家の事業ほどであると世人を驚嘆せしめて居たが、多年の苦心空しからず昨秋着炭以来徐々として彼岸に近づきつゝ、あるも、

経営費は弥が上にも嵩みて、今回更に五十万円の借入を為して最善の準備を整ふることとなつた、ところがそれと同時に、従来同鉱の中堅として創立以来の難局を切り抜いてきた、常務取締役の藤井保氏が去二十八日突如として辞表を提出した由の説が伝はつたので、早速その間の経緯を調べて見ると、之には別に深き理由の存するわけではなく、今回の増資問題と共に一部の大株主対し其事業の遅滞に就いて申し訳の爲め、此際潔くその身を退くことに決心したのだと云ふ……¹³⁾

これによれば、着炭後も更に経営費がかさみ、一九二二年十一月に五〇万円の借入金を買取に新たになしている。営業報告書によれば、一九二二年十月二十八日に鈴木商店と五〇万円の社債引受契約を締結している¹⁴⁾。それと同時に、「増資問題と共に一部の大株主対し其事業の遅滞に就いて」責任をとるため、藤井保が取締役を辞任した¹⁵⁾。これ以降、宇部の地元資本の影響力が弱まり、鈴木商店の影響力が強まったとみられる。一九二三年一月二十日、臨時株主総会が開かれ、空席になった常務取締役に監査役を務めていた荻野休次郎なる人物が就任した。荻野休次郎の履歴は現時点で不明であるが、古参の地元役員との関係を見直すことで、鈴木商店による沖見初炭鉱の経営は新たな段階に入ったといえる。

一―二 鈴木商店による石炭採掘の本格化

藤井保が更迭されたのち、沖見初炭鉱は本格的な採炭期間に入った。これからの分析は同坑の『営業報告書』に準拠つゝ、二二年下期から二六年上期における経営の推移を、①営業状況、②坑内開発の状況の二つ

の側面から時系列でみていきたい。細かい実証に入る前に、全体の流れを素描しておきたい。

まず、営業状況の流れにおいて最優先で指摘しなければならないのは、生産量の増加こそ実現したものの、数値からみる限り、採掘条件は漸進的に悪くなったことである。

表2でも確認されるように、一九二二年の出炭量は六万二〇二トンであるが、二六年には一六万一五九一トンであり、およそ二・七倍の増産を達成している。一般的には、生産量の増加がみられれば生産コストは低下するはずであるが、財務データと出炭量から一トンあたりの鉱業所経費を算出したところ、二二年三同期の五・二一円に対し、二六年三同期は七・七四円となっており、四八・六％の生産コストの増加を示している。そのため、生産量の増加ではカバーしきれない、採掘条件の悪化があったことが推測される。一方で、周知のように、当該期は炭価の下落が進んだ。沖見初炭鉱の出炭量一トンあたりの販売収入は、二二年三同期が一〇・一三円に対し、二六年三同期は八・五八円となっており、生産面の数値とあわせれば、経営状況は厳しさを増したといえるであろう。そのため、二三年上期までは黒字を確保したが、以降は毎期最終赤字に転落し、債務が累積することになった。

つぎに坑内開発の概況を整理すると、採炭期間に入り、沖見初炭鉱は主要坑道から第一区の鉱区開発に着手した。第一区は第一卸坑道があり、そこから枝葉のように片盤坑道が伸びていたが、この第一卸坑道の断層先には第二区の鉱区があった。一九二三年ころ、第一区の採掘が終了し、第二区の開発に着手した。第二区は、第一卸と第二卸の二本の卸坑道が通され、家庭用炭の需要期を控えた一九二四年九月より順番に採掘が行

われた。

以上の概観をふまえ、つぎに営業と開発の経過を時系列で検討したい。

まず、一九二二年下期（二二年十月～二三年三月）¹⁷をみよう。資料によれば、①天磐崩落の復旧工事ため費用と日数を必要としたこと、②蒸気から電気への動力移行が遅れ、「蒸気圧ハ坑内奥部ニ達スル迄ニ冷却シテ約三分ノ一ノ気圧ニ降り、為メニ捲機及ポンプ等予定ノ能率ヲ顕ハサス」坑内深部の開発が遅れたことから、「予定ノ成績ヲ挙クルコト能ハサリシハ甚ダ遺憾トスル所ナリ」と報告されている。ただし、量的には満足する数値を得られなかったものの、生産コストを見る限り、この時期の採掘条件は相対的に必ずしも悪くはない。市場も大きな値崩れをおこなっていないため、利益金の確保に成功している（以下、財務に関する数値は後掲表4参照）。このような状況は、つぎにみる二三年上期まで維持されたようであり、連続三期の最終黒字につながった。

二三年上期（二三年四月～二三年九月）¹⁸になると、前期よりの課題であった坑内動力の電化作業が進捗し、深部における排水と運搬作業が可能となったようである。さらに、大通の煉瓦工事も第一区口まで完成し、巻揚機の設置が完了した。着炭してから二年後に、ようやく坑内設備の基礎条件が整ったといえるであろう。

一方で、坑内作業の支障は除去されたものの、主要区域であった第一区第一卸上部片盤は炭層が枯渇し、採掘を終了することになった。さらに、第一卸下部の片盤五片以下七片までは炭層が褶曲して掘進不可能となった。「左右八片ヨリ稍褶曲減シテ、多少採掘区域生スル」ところがあったものの、採掘区域の拡張は多くの障害に遭遇し、「採炭切羽補充ハ至難ナル状態トナ」った。そのため、一九二三年六月より八月までの三ヶ

月間採炭を中止し、「主要坑道及是二伴フ連延ノミノ掘進」に努める方針を採用した。その結果、「相当採掘区域ヲ得タル」ことに成功し、九月より採炭を再開したとされる。採掘区域の拡張のため、五段炭(家庭用炭)の不需要期である夏季に採炭を中止し、鉱区の集中的な開発を行い、需要期に差し掛かる九月に採掘を再開するという方針がとられたようである。

そのようななかにおいても、営業期間内に採掘が可能であった区域の炭層条件は悪くはなかったようであり、収支をみると営業黒字の確保に成功している。ただし、二三年上期は沖見初炭鉱が利益金を確保した最後の期であり、つぎよりみていく期間は赤字を出し続けることになった。

二三年下期(二三年十月〜二四年三月)¹⁹⁾は「作業漸進」し、出炭量が増加した。これにともなつて、「生産費ノ節約其他経済上相当ノ成績ヲ挙げ得タ」と、これまでの資料にはみられない、ポジティブな表現の報告がなされた。採掘の面では、前期における不需要期を利用した鉱区の開発が功を奏したといえるであろう。しかし、営業成績は大幅な赤字となっている。二三年下期は、収支に関するデータが圧縮標記されており、数値上からコストや販売価格を算出することができない。『営業報告書』では、関東大震災の影響等による、石炭販路の減少、輸送の停滞、炭価の下落が重なり、「生産費ノ節約其他経済上相当ノ成績ヲ挙げ得タルモ、天災ニ因ル石炭需用減少ノ為メ、販売ノ点ニ至リテ其成績ヲ減殺サレタルハ甚遺憾ニ堪ヘザル所ナリ」とされており、販売の不振が要因の可能性がある。

鉱区開発の状況を見ると、第一卸断層先にある、第二区の採掘区域拡大のため、断層掘鑿に一九二三年七月より着手し、十一月に着炭し、坑道の掘進中とされる。第二区は海底下深部に位置し、「深部ニ鑑ムニ従

ヒ、第一区ニ比シ炭質及炭中トモ一層良好ニ向カヒツ、アル状況ナリ」と報告され、赤字を計上するなかでも、注力すべき開発地点は確保していたようである。

翌一九二四年度(一九二四年四月一日〜一九二五年三月三十一日)²⁰⁾の出炭量は、坑内作業の進捗を反映し、期末にかけて多くの石炭採掘量を記録した。資料によれば、「前半期ニ於ケル出炭不良ナリシ為メ、予定通りノ生産費低減ヲ行ヒ難」かったと報告されているが、確認する限りでは、石炭一トンあたりの鉱業所経費は六円台後半でおさえられているため、採炭条件は劣悪というほどでもなかったと推定される。一方、販売面では前期末の不況を引きずり、夏季は炭価が「一層下落」したため、経営はきわめて困難な状態となった。冬季になると宇部炭は需要の引き戻しがあるが、二四年度はそこまでの状況にはなかったようである。特に粉炭は供給過多が鮮明となり、予期の成績をあげることができず、「頗ル遺憾トスル所ナリ」と報告されている。数値をみると、一トン当たりの販売収入は続落の傾向は否めないが、それでも九円台前半を維持しており、営業利益を確保している(営業外支出により決算は最終赤字)。比較の対象がないため、今後の課題とせざるをえないが、二四年度に採炭を本格化した第二区の炭質について、いっそうの分析を行う必要があると考えている。

坑内の状況を見ると、第二区第一卸は一九二四年九月より採炭期に入り、「採炭ノ状況良好ニシテ順調ニ進ミ、現在此区域ヨリ壹ヶ月約二万三千函ノ出炭ヲナシ居レリ」とされている。その一方で、第二区第二卸は採炭期間に入ることができなかった。当該卸は、「地質一帯ニ軟弱ニシテ、出水及上盤崩落ノ処アルニヨリ、本年壹月ヨリ煉瓦巻工事蒸粹入工

事等ノ難工事ヲナシ」たが、付近は天磐の状態が悪く、工事の仕練作業が困難な状況となり、採炭期の遅延を来たすことになったようである。

報告では、「工事完成後掘進ニ全力ヲ注キ、本年末ニ於テハ二卸方面ノミニテ一ヶ月二万函ノ出炭ヲナス予定ナリ」と表現されており、新しい鉱区の開発を一年ごとに行うことで、出炭を維持する状況がうかがえる。

なお、第一区の残部はほぼ採掘を終了したようであり、巻揚機を導入しながら、残置した炭柱取払を行う計画が報告されている。第一区は、翌二五年度にポンプの故障で水没し、炭柱・施設共に放棄することになる。

最後に、二五年度（一九二五年四月一日～一九二六年三月三十一日）を検討したい。まず、「出炭」においては「相当好成绩」をしめし、出炭量は鈴木商店経営期のピークとなった。これにともない、「販売部モ相当収益ヲ見ル予定ナリシ」が、二五年夏季の市況は炭価の下落が著しく、「五月ヨリ十月迄、約二割ノ出炭制限ヲ断行シ以テ市価ノ維持ニ努メタルモ大勢良化セズ不況裡ニ越年」することになった。「大正十五年一月中頃ヨリ粉炭市況ハ品不足ノ為メ多少好化シタルモ」、夏季不況の影響を払しょくすることができず、営業赤字となった。

一坑内の状況をみると、第二区第二卸区域の採炭に主力を傾注したが、左辺片盤が断層に遭遇したことで坑道延長が遮断され、採掘切羽の拡張に支障を生じ、予期の出炭ができなかったという。第二卸は、「鉱区境迄百間ヲ余スノミ」とされ、一九二六年六月までに卸の掘進を完成し、左右片盤の掘進で採炭場の拡張をなし、「継続的出炭増加ヲ計ル予定」と報告されている。このような状況から、沖見初炭鉱における生産現場は、複数年の採掘に耐える鉱区域・卸を安定的に掘り続けるというよりは、一年単位で新しい採掘区域を絶えず探索・開発しながら、年間一五万ト

ン前後の出炭を維持するという特質を持ったといえるであろう。

一―三 鈴木商店経営時の財務状況

最後に、以上検討してきた期間における沖見初炭鉱の財務状況を確認するとともに、鈴木商店による沖見初炭鉱経営を四期に区分し、小括にかえたい。表4は現在残存している資料にもとづき、沖見初炭鉱のストックとフローを一覧にしたものである。『営業報告書』がなく、二次資料を転記したものは、総じて貸借対照表の貸方・借方の不一致があるが、全体の傾向を知るには充分であると思われる。以下では、表4にもとづき時代区分ごとに財務状況の特徴を総括しつつ、これまでの分析と併せながら、気づいた点を指摘していきたい。

第一期〔創業・鉱区開発期〕（一九一七年三月～一九二〇年九月）

一九一七年三月から資本金の払込・増資を主軸とする資金調達を行い、興行費、土地・建物・機械類、および損失金を賄った時期である。並行して、借入金も導入するものの、一九二〇年九月までその額は補完的な規模にとどまった。これをみる限り、鈴木商店は子会社の財務を自己資本で固めながらの炭鉱開発を志向していたことになる。

第二期〔鉱区開発・借入金、社債急増期〕（一九二二年三月～一九二二年九月）

一九二二年三月頃より資本金の払い込みが頭打ちになり、他人資本の役割が増した。主な用途は、興行費仮勘定である。いうまでもなく、大戦中に出炭を実現し、自己資本中心の開発を行う予定であったものが、優良炭層への着炭ができず、追加の資金を必要としたことが要因である。一九二二年より借入金は社債に転換され、他人資本は五五万を超える純増となり、自己資本比率は五割を切った。借入金の用途は興行費と機械

表4 鈴木商店経営期における沖見初炭鉱の財務状況

(単位：円)

費目\年月・出所	1917年3月	1918年3月	1919年3月	1919年9月	1919年9月	1920年3月	1920年9月	1921年3月	1921年9月	1922年9月	1923年3月	1923年9月	1924年3月	1925年3月	1926年3月	1927年3月
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
払込資本金	125,000	719,800	1,000,000	1,500,000	1,247,275	1,750,000	1,744,850	1,749,325	1,950,000	1,999,150	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
積立金(法定・別途)											3,600	10,600	18,400	18,400	18,400	18,400
借入金	126,000		396,547	304,139	304,139	595,365	595,365	781,696	945,539	1,500,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
負債										1,500,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
支払手形										375,516	607,298	1,165,599	1,692,272	2,584,302	3,225,791	3,332,887
その他(未払金・買掛金他)	26,190		32,776	36,092	36,598	0	42,448	0	55,387	108,506	112,648	170,291	180,981	167,278	173,645	628,134
当期純益及前期繰越益金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71,818	106,472	85,010	12,210			
負債総計	125,000	901,990	1,429,323	1,840,231	1,588,012	2,345,365	2,382,663	2,531,021	2,950,926	4,054,990	4,830,018	5,431,502	5,903,863	6,769,980	7,417,836	7,979,421
資産																
鉱区代		146,121	146,121	146,122	146,113	146,121	146,122	146,121	146,121	146,122	146,122	146,122	146,122	146,122	146,122	146,122
土地・建物・機械器具・什器		82,960	133,763	178,187	178,187	286,531	286,535	286,765	286,765	548,839	1,122,158	1,181,891	1,258,659	1,414,070	1,528,998	1,564,022
内機械・器具					117,746				160,574	307,215	761,549	823,381	873,726	975,654	1,074,756	
興業費・興業費仮勘定		599,647	1,032,693	1,161,979	1,161,997	1,761,752	1,761,753	2,319,161	3,193,609	3,356,347	3,858,934	4,123,961	4,239,961	4,239,368	4,395,156	4,395,156
その他		58,198	88,886	35,335	35,336	53,214	57,675	37,010	166,420	166,420	205,391	244,555	276,657	615,480	333,880	337,628
当期純損及前期繰越損金		17,254	0	66,588	66,588	130,578	130,579	145,587	161,863	0	0	0	98,464	354,940	1,013,680	1,024,715
資産総計	0	904,180	1,401,463	1,588,211	1,588,221	2,378,196	2,382,663	145,587	2,950,920	4,054,990	4,830,018	5,431,502	5,903,863	6,769,980	7,417,836	7,980,357
収入										253,750				1,255,025	1,440,720	
売上利益											63,655	79,256	0			
雑収入										100	2,285	4,161	370	1,405	2,064	
鉱業聴経費										130,658				909,239	1,300,573	
販売経費										44,198				205,723	261,613	
本社経費										7,176				18,394	16,906	
支出														391,759	344,383	
利息														58,079		
建物機械器具什器減失														119,959		
興業費償却																
当期純収入金		4,348						918		253,850				1,256,430	1,442,784	
当期総支出金		11,188						15,927		182,032				1,525,116	2,101,523	
当期利益金										71,818				38,254	54,538	
前期繰越金										0				68,218	30,472	
後期繰越金										68,218				30,472	12,210	
当期損失金										-34,662				-98,464	-658,739	
当期繰越損失金										-95,916				-86,254	-354,940	
当期繰越損失金										-130,578				-354,940	-1,013,680	
当期繰越損失金										-17,254				-66,588		

出所：各年度「銀行会社要録」①-④、⑥、⑧-⑨、⑯、「決算公告」「宇部時報」1919年11月2日、1920年11月7日(⑤、⑦)、各年度「沖見初炭鉱 営業報告書」⑩-⑮)に掲載された財務諸表を基として作成。

注1) 資産の総計は、仮払金、有価証券、貸付金、貯蔵品、貯炭、積送品・炭、売掛金、未収入金、海難品、受取手形、銀行預金、現金、配給所勘定の総計である。

注2) 負債のその他は、未払金、用度買掛金、收受金、諸預り金、申込証掛金の総計である。

器具であり、執念深く掘進と鉦区の開発を行ったとみられる。前述のように、一九二二年十月二十八日に、鈴木商店が社債五〇万円を引受けたことで、自己資本比率はさらに悪化し、藤井保の更迭・鈴木系資本の増加へつながった。

第三期〔利益金確保・支払手形増加期〕（一九二二年九月～一九三三年九月）

社債の増加は一九三三年三月期をピークに頭打ちとなったが、以降は支払手形が驚異的なスピードで単線的に増加し、株式の増資・追加払込による資金調達は、二二年を最後に放棄したようである。一九二二年九月期から二三年九月期までの三期（一年半）には、利益金をあげるに至っている。前述の如く、この要因は、出炭量一トンあたり鉦業所経費五・二二円、販売収入一〇・一三円と、生産・販売で良好な数値を維持したことにある（一九二二年三月期のデータから計算）。しかし、その間にも、利益金の蓄積を上回る速度で他人資本が食い込んできており、再生産の余力を奪いつつある。

第四期〔利息圧迫・巨額損失金計上期〕（一九二四年三月～一九二六年三月）

一九二四年三月～二六年三月までの二年半、沖見初炭鉦は再び損失を計上する。一九二四年三月期は約一〇万円の損失であり、『営業報告書』の記述をみるかぎりでは、採掘面での生産費低下を炭価の下落が上回り、営業損失を出した可能性がある。一九二五年三月期は販売収入が鉦業所経費・販売経費・本社経費を上回っているため、一九二四年九月より採炭期に入った第二区第一卸の採炭状況が良好であったことが、炭価の下落をカバーし、一二万円を超える過去最大の営業利益を確保したようである（前後の資料に準拠して一函〇〇・五トンで計算すると、一トンあたりの鉦業所経費は六・七七円、販売収入九・三五円）。しかし、三九万

一七五九円もの利息支払いが営業利益を喰いつぶし、最終的に大幅な損失を計上することになり、マイナスは支払手形の増加によって埋め合わせねばならなかった。

一九二六年三月期は、「出炭ニ於テハ相当好成绩ヲ示シ」たことで過去最大の販売収入を記録した。しかし、鉦業所経費の上昇（一トンあたり七・七四円）と炭価の下落（一トンあたり八・五八円）が影響し、営業赤字へ転落した。それに加えて、二六年三月期も利息を三四万四三九三円も支払わねばならず、結果として、二五年三月期に記録した過去最大の損失記録を更新し、累積した損失金は一〇一万三六八〇円となった。この数値は自己資本の半分に達するものであり、マイナスは支払手形で埋め合わせた。社債については、鈴木商店が新社債を引き受け、借り換えを行うことで乗り切ろうとした形跡が確認される²²。

以上のごとく、二五年以降、資金繰りに難渋する状況を生み出したのは、大量の資本を投入しながら、思うほどの出炭量が確保できなかったことにほかならない。一九二九年時、沖ノ山炭鉦の出炭額一トンあたり総資産額は一三・八円（〇二二七九万六二八〇、九三万三八二）、自己資本比率九七・九％であるが、一九二七年の沖見初の出炭額一トンあたり総資産額は四九・四円（〇七九八万三五七、一六万一五九一）である。鉦区開発の遅延と採炭条件の悪化は、巨額の資本が投入されているにもかかわらず、それに見合った生産量を得られない、資本効率の悪い企業体の形成につながったのである。

ところで、二七年三月期の貸借対照表における「鉦区代」をみると、前期に比して、およそ五一万円にのぼる不自然な増加を示している。表2でも示したように、この間、沖見初炭鉦が保有する鉦区面積は変化し

ていない。二六年末頃になると、沖見初炭鉱の売却談が出始めるが、少しでも有利な条件で鉱業財団を売渡すために、鉱区の評価額を高めに変更した可能性もある（ここに台湾銀行が介在したかは不明）。

次節では、沖見初炭鉱の売却過程を検討することにした。

二 鈴木商店から大倉鉱業への経営権移譲

二一 沖見初炭鉱の売却に関する宇部地域の諸相

一九二六年ころになると、地元新聞の『宇部時報』に沖見初炭鉱の「身売り」に関する報道が開始される。以下の資料は、そのうち主要なものを抜粋したものである。

本市における東見初沖見初の両炭鉱合同説が大阪新聞に掲げられてより、各所の話題に上つてゐる、その説に依ると、現在の東見初の一万三千株に更に七千株を増資し、これに依つて沖見初の負債を償却して一先づ片付けると云ふので、沖見初の難局から見ても或ひは夢想されそうな目論見である（一九二六年十二月十六日付）²³⁾

一時伝へられたる買山説も見込なく、今は立消への状態となり、財界変動に際し鈴木商店も瀕死の状態にある昨今としては、同破も随分金融に苦しんでゐることは事実である。今同破の立場は、窮地とはいへ大部分の負債は台湾銀行であるから、台銀救済審議が終り、かつ鈴木商店の債権者が開催されるれば、或いは有利に運命を転換し得るかも知れざる程で、まず一脈の希望を繋いで有利なる展開を

待つてゐるとすれば、破内の状態をよくして置く必要がある。乱掘云々のことは全然無根な風説に過ぎない（一九二七年五月二十二日付）²⁴⁾

地方破業家の語る所に依ると、「自分の聞く所では沖見初炭鉱の現在負担してゐる負債は、鈴木の出資三百万円と台銀の二百五十万円の外に二百万円の負債を担ふて歩んで行くことは到底不可能事である、そこで鈴木の出資三百万円は勿論棒に振るし、又台銀の二百五十万も不良債券として権利が放棄され、残りの社債も何とか相談をつけるとして、いよいよ丸の裸となつて事業を經營するならば、現状維持は勿論、更に進んで幾らかの利益を上げ得るかも知れないが、左もない限り、今新しく株式を募集してその中から台銀の負債を償却し、その残金を以て經營費に充つるなんか云ふとは、奈可にしても可能性のある目論見とは思はれず、特に宇部市において大部分の株を造るなどは、先ず先ず見込の少い方と見るのが至当であろう、去りとして今日あれまでに設備も出来てゐることであるから、地方としても何とか復活の道を講じて事業の継続を希望する点は人後落ちない（一九二七年五月二十六日付）²⁵⁾

沖見初炭鉱昨今の状況を聞くに：月額約三万函の出炭を見て、炭破自体としては、可もなく不可もなく、採算上取立て悲観すべき材料はない様子であるが、某消息通の談を聞くに：積極的方法を講ぜんにも、余りに多額の資本を喰ふてゐる同坑としては、債権者中の大手筋たる台銀が同坑の負債を全然棒引きにすれば兎も角、それ以外

には急に復活の方法も立たず、亦炭砒その物を処分して整理するとしては余りに負債と財産価値がかけ離れてゐるので、それもならず、全くヂレンマに陥つた状態である。一方炭砒としては、この多額な負債の償却や復活の方法が全然不可能とすれば、飽くまでも現状維持を続けて、数多の稼働者や従業員等のためにも、行く処まで行くより外に取るべき道はないので、茲暫くは立ちすくみのまゝ、推移するものと見られてゐる（一九二七年七月三十一日付）²⁶

資料によれば、一九二六年十二月十六日には地元新聞に鈹区が隣接する、東見初炭鈹（東見初炭坑が七〇〇〇株の増資を行い、購入資金とする）との合併に関する噂が報道された。二六年時点で、東見初炭鈹が有力な鈹区買受先と、宇部地域では認識・期待されていたことを示すものである。また、一九二七年五月二十二日の報道では、鈴木商店が破たんするため沖見初は乱掘されてゐるのではないか、との噂を否定する記事が掲載され、宇部地域のなかでも関心の対象となつていたことをうかがわせる。

一方、一九二七年五月二十六日、宇部を中心として株式募集をおこなひ、資本金六〇〇万円の新会社が設立することで沖見初鈹区を買収する、という議案が沖見初炭鈹の株主総会で議論されるとの噂が報道されている。これに地元鈹業資本家は、台銀の借入金を棒に振るなど身軽になれば利益を上げられるかもしれないが、「株式を募集してその中から台銀の負債を償却し、その残金を以て経営費に充つるなんか云ふとは、奈可にしても可能性のある目論見とは思は」れないと述べている。これは事業感覚を持つ者の、沖見初炭鈹売却に対する率直な見解を示すものであり、

鈹区・設備はともかく、資本コストの削減が買主側の最優先の買収条件であつたことをうかがわせる。最後に掲げた資料によれば、一九二七年七月末日時点でも採炭は続けているが、「積極的方法を講ぜんにも余りに多額の資本を喰ふてゐる同坑としては、債権者中の大手筋たる台銀が同坑の負債を全然棒引きにすれば兎も角、それ以外には急に復活の方法も立たず、亦炭砒その物を処分して整理するとしては、余りに負債と財産価値がかけ離れてゐるのでそれもならず、全くヂレンマに陥つた状態」とされ、ここでも資本コストがネックとなつてゐることが強調された。そして鈴木商店をのぞけば、沖見初炭鈹に対する主要な他人資本の貸主は台湾銀行であつた。

二一 台湾銀行による鈹業財団の管理と売却先の選定経過

一九二六年時点で台湾銀行は、沖見初炭鈹に対し、二五〇万円の貸付金のほか、別口で更に五〇万円の債権を有した。²⁷台湾銀行は、一九二六年五月に沖見初炭鈹へ二五〇万円を貸与した際、同炭鈹の鈹業権・附属土地・工作物・機械等をもって鈹業財団を組織し、第一位の抵当権を設定した。台湾銀行は債権者である関係上、伯野元一という人物を沖見初炭鈹へ社員として送り込み、經理の責任者として監督業務にあたさせた。その後、一九二七年三月の鈴木商店破たんにもない、沖見初炭鈹の運転資金は欠乏し、さらに台湾銀行は鈴木関係の債権を整理する必要上、鈹業財団を処分する意思を正式に示した。²⁸ただし、以下にのべるように、売却交渉はすでに二六年末より水面下で開始されていた。

一九二六年十二月以降、債権者である台湾銀行に対し、池尻正なる人物（『銀行会社要録』第三一版〔東京興信所、一九二七年〕によれば、九

州炭礦（株）の取締役である）が鉱業財団引受に関する接触・交渉を進めた。この交渉の結果、一九二七年三月中旬に、池尻正・長谷場敦を買受人とし、売渡価格二五〇万円プラス解散手当金二五万円で売却の申し合わせが成立した。その後、経済界の混乱、銀行破たんに伴うモラトリアムなどがあり、申し合わせの履行は中断したが、しばらくすると、台湾銀行が鉱業財団の全ての処分権を得るに至り、あらためて池尻らとの価格・支払い条件の折衝が行われた。

ところが、台銀と鈴木商店との関係解消後、沖見初炭鉱の処分が買受者に有利であることが広く予想されるようになり、池尻のほかにも買受希望者が複数現れ、一転して入札によって売却先を決めることとなり、最終的に五組の買受希望者が名乗りを上げた。具体的には、第一組・池尻正組（申込名義者石本恵吉・伊藤鉄五郎）、第二組・久恒定雄組、第三組・大倉組（交渉者門野重九郎・阿部又三郎）、第四組・石田組（申込名義は石田帝国炭業株式会社専務取締役、後援者三井合名）、第五組・田中省造組である。台湾銀行はこれら五組の審査をおこない、第一～三組を入札の有資格者と認定した。

かくして三者による入札が行われたが、入札金額は表5の通りとなった。資料Aは、第一組に該当する池尻正・石本恵吉・伊藤鉄五郎側によって作成された資料を典拠としており、資料Bは、後年沖見初炭鉱区が係争事案となった際、台湾銀行が東京地方裁判所に提出した数値が典拠となっている。資料Bの方が作成年月日は新しいものであり、入札管理を行った法人が作成したものであるので、どちらかといえば、資料Bの方が数値は正確である可能性が高いが、A・Bともに利害関係を背後に抱えたものが特定の目的のために作成した資料であり、その点は留意して検討する

表5 沖見初炭鉱の入札条件
資料A)

(単位：万円)

	石本・伊藤組		久恒組	大倉組
	第一案	第二案		
買受価格	220	160	250	225
落札時入金額	50	160	50	50
三ヶ月後入金額	50		0	0
年賦金額	120		200	175
年賦期間	7年		10年	10年
利息	年5分		なし	なし

資料B)

	石本恵吉		久恒貞雄	大倉鉱業	
	第一案	第二案		第一案	第二案
買受価格	225	160	250	200	225
現金	100	160	50	75	50
年賦金額	125		200	125	175
年賦期間	7年		6年	10年	10年
利息	なし		なし	なし	なし

出所：資料Aは「台湾銀行整理不正事実ノ真相ヲ国民諸君ニ告ク」『沖見初炭坑買取に関する大倉鉱業・台湾銀行係争事件関係』（大倉鉱業46-3-5）在中、資料Bは「売買契約無効確認並不当利得金返還事件の答弁」『台湾銀行対大倉鉱業昭和5年大倉鉱業（株）』（大倉鉱業46-3-9）在中に記載された情報を集約して作成。

注）名義人の記載はA・Bともに資料表記のままとした。

必要がある。表によれば、A・Bいずれの数値をみても、石本・伊藤組の入札は、台湾銀行にとってはいち早く確実に現金を受け取ることができ、台湾銀行にとっては、久恒・大倉は、年賦金に大幅な比重を置いた入札であったことが知られる。大倉鉱業は、最終的に買受価格の高い第二案を採用して入札することになるが、落札時の即納金は五〇万円に過ぎず、一〇年間無利息で残額一七五万円を支払うというものであり、金額的な条件だけみると、他の入札者とくらべて台銀側にとっては利の薄いものであった。

入札申込書は、台銀東京支店において、大蔵省監督および日銀担当者立会のもと開封された。九月三十日、台銀理事と日銀総裁議定によって、石本・伊藤組の第二案が採用され、名義人代理が蔵相を訪問して謝辞を述べ、ただちに手付金の五〇万円が用意された。ところが、これを覆すかたちで十月四日に大倉組の落札が正式決定し、同月五日に各関係者に

通知がされた。台湾銀行の公式な選定理由は、第一に経験者であること、第二に資金が豊富であること、第三に買収後の経営に不安がないこと、三点であった。大倉組が台湾銀行の大株主であることに加え、明らかに大倉鉱業よりも有利な買受条件を示していたことから、石本・伊藤組は大きく反発したが、大倉への売却決定は動かさず、鉱業財団の所有権は大倉鉱業へ移転されることになった。²⁹⁾

二一三 大倉鉱業による沖見初炭鉱買収の経緯

つぎに、落札業者となった大倉鉱業が、どのような経緯で沖見初炭鉱の買収交渉を行ったのかをみていこう。³⁰⁾

大倉鉱業が沖見初炭鉱の買収交渉に接したのは、最初に交渉を開始した池尻正よりも二か月ほど遅く、一九二七年二月頃、宇部日日新聞社の阿山石三郎が委託を受けたとして、大倉鉱業が宇部地域西部の小野田で経営していた大濱炭鉱に申込が来たことに始まる。この時、大倉鉱業は主として資金調達関係で難色を示し、申込を断っている。この二、三か月後、阿山は再度話を持ち込みに来たが、これとは関係なく、一九二七年七月八日に「台銀ヨリ依頼サレタリト云ウ牧田直五郎氏ヨリ某ヲ経テ某仲介ヲ引受ケタリ」として、元大倉組社員である木場泰助より大倉組副頭取の門野重九郎³¹⁾に書面で売山申込が来た。

このうち阿山には、大濱炭鉱で一旦断った経緯もあり、再び断りの返答をしたが、阿山は大濱炭鉱の役員である藤井友吉、藤川喜太郎に対し交渉した結果、大倉で交渉したいとの旨返答がきたと申し出た。一九二七年三月の資料によれば、大濱炭鉱の取締役社長は門野重九郎が務め、藤井友吉は常務取締役、藤川喜太郎は監査役に就いている。³²⁾ 藤井・藤川

は、ともに宇部人であり、藤井友吉は一九一八年に宇部炭田大畠炭鉱の頭取を務め、一九二三年よりは笹山炭鉱の鉱業権者となっており、藤川喜太郎は一九一七年に宇部の有力者・高良宗七が頭取である大正炭鉱の鉱業所出納を務め、一九二二年（創業年次は推定）に宇部東新川で設立された宇部自動車商会（のちに宇部自動車株式会社に改組）の代表取締役を務めている。³⁶⁾ この時どのような意向が働いたのかはわからないが、兩人とも、宇部炭田に位置する沖見初炭区への関心を他地域の人間よりも持っていたのかもしれない。

一方、木場泰助の書面に対しては、門野副頭取は「簡単ニ拒絶スベキ様ニトノ意向」であった。しかし、木場氏から提示された図面の説明を聞いたところ、「有望ナラズヤトノ考モ生ジ」、「引受ノ如何ハ別問題トシ一応調査シテハトノ議モアリ」、売山の真相について台銀に確かめるため、大倉鉱業取締役の阿部又三郎³⁷⁾が牧田直五郎を介し台湾銀行理事高木復享氏に面会した。会合の席上で、「沖見初炭坑売却ノ希望ナル由承ハルニ付テハ一応調査シタキ」ことを大倉側は申し出、高木氏は「是非調査願度当行員ニシテ沖見初炭坑ニ在勤スル者ニ対シ出来ル丈ケ便宜計フ様指図致置クベキ」と話し、高木は台銀からの出向者で沖見初炭鉱経理部長を務めている伯野元一³⁸⁾に対し、大倉より調査に出向きたる際はできるだけ便宜を与え、書類等一切を閲覧させるように書面を出した。

これを受け、二七年八月、阿部又三郎、漆野佐一郎（大倉鉱業、入山採炭、佐賀炭礦取締役）、尾藤（名は不明）の三名が沖見初炭鉱に出張し、現地調査をおこなった。沖見初炭鉱側で説明の任にあたったのは、常務取締役荻野休次郎、経理部長伯野元一、技術管理者古賀六郎の三名であった。最初に、沖見初炭鉱側は坑内図及試錐図について詳細な説明

をおこなった。その際、大倉は「現在ノ大通ニ於ケル炭層状態ハ中硬アルモ、二十五號標杭附近ヲ通ル大断層ヲ切り抜クル時ハ、二卸三卸先ニ於ケル炭層同様、及十九號試錐圖ニ於ケルガ如キ五段炭層トナリ、炭層状態非常ニ良好トナルベシ」との説明を受けた。

つぎに坑内を觀察し、各部について技術管理者である古賀の説明を聞くこととなった。この説明を受け、大倉側としては、露出する箇所状況は「全氏ノ談ト符合些カモ相違スル処ナカリシヲ以テ、実情ヲ見ルコト不可能ナル大断層先ヨリ十九號試錐地点付近ハ勿論、全氏ノ説クガ如ク良好ノ炭層状態ニアルモノト確信シ」た。その後、阿部又三郎は二日程度の調査で帰京したが、漆野、尾藤は引続き滞在して調査を進めた。その際、尾藤は隣接炭鉱の東見初炭鉱の坑内を視察したが、「其状態極メテ佳良ナリシヲ以テ、全坑々道延先ニ当ル十九號試錐地点ヲ中心トスル一帯ノ鉱区ハ、優良ナル炭層ノ存在スルモノト信念ヲ益々強カラシメタ」という。

阿部は帰京後、本社（前後の文脈から大倉組のことと推測される）に簡単に報告し、漆野の帰京後さらに詳細の報告をし、大倉喜七郎頭取を自邸に訪ね、沖見初鉱区が有望であることを詳説し、買取について懇願をした。この際に大倉頭取は即答しなかったが、その後「買取差支ナシ」との返答が来ることとなった。さらに、重役席でも買取することに決し、正確な時期は資料からは明らかでないが、台銀に高木理事を訪問して譲受の申込をなした。ところがこの時、高木は「他二三申込アル故、相当奮発セザレバ困難ナルベシ」と述べた。

鉱業財団の評価にあたった漆野の買取計画では、炭層、炭量及年間出炭予想を総合して、買取価格は二〇〇万円を基礎に置いたが、競争相手

が出たことよって値上げを余儀なくされた。競争者の氏名は、台銀では「秘シテ知ラシメザリシ」であったが、牧田直五郎より「密カニ聞ク処」により、久恒と伊藤の二組であることを大倉側では把握をしていたようである。複数の申し込みがあったため、台銀では特定の業者への随意契約ができなくなり、前述の如く、入札で売却先を決めることになった。

その後、「入札期日ニ至ル迄ノ数日間、各入札者ノ動静ニ関スル情報ヲ総合スルニ、二百五十万以上ニ非レバ落札不可能ナル可キ模様ナリシ」と大倉側は判断した。大倉鉱業は、第一案として、買取価格二〇〇万円、うち即納金七五万円、残額は一〇ヶ年賦、第二案として、買取価格二二五万円、うち即納金五〇万円、残額は一〇ヶ年賦という、二つの入札案を立てた上で、入札当日の午前中に阿部取締役が台銀の高木理事を訪問した。そして、「何レヲ提出スベキヤヲ相談シタル処、第二案即二百二十五万円案ヲ可トスル様ノ口吻ナリシヲ以テ、之レヲ差出シ置キタ」とされる。

翌日、高木理事より大倉に決定の旨電話にて通知があり、阿部が高木理事を訪問したところ、「大倉ヨリモ高価ニ且ツ條件モ有利ナル入札者アリシモ、将来ニ於ケル支払ノ確実ナル点ヨリ考慮シ、大倉ニ譲渡ノコトニ意見ノ一致ヲ見タル次第ナリ」と返答があった。この間、台湾銀行と日本銀行との間でどのようなやりとりがあったのかは不明である。

落札業者が決定したのち、十月八日午後七時に、入札結果に納得のいかない石本・伊藤組が台湾銀行を訪れ、高木理事へ聴取を行った。その際の間答記録を検討しよう。

高木理事からは、「銀行ニテハ石本伊藤第一案ヲ最有利ト認メタリ」としながらも、「年賦金返還ノ上ニ於テ大倉組最安心ト思ヒタル故ナリ」、

「理事會ニテ大倉組最安心アリトシテ決定スル以上、他組ニ質問ノ要ヲ認メス」と回答した。また、「入札ニ関スル決定トシテハ合法的ト認め難シ」との陳情には、「合法カ否ヤカハ知ラス、決定ハ当方ノ勝手ナリ」と台銀側は答えている。これに関し、石本・伊藤組は、別ルートで日銀総裁から「台湾ノ入札決定違法ナリ」との言質を得ていることが資料から確認される。そのため、台湾銀行と日本銀行との間において売却先決定にかかわる議論の過程で、何らかのコンフリクトがあつた可能性もある。³⁹⁾ いずれにしても、沖見初炭鉱の鉱業財団は台湾銀行の手を離れ、大倉鉱業の手に帰することとなり、同社による鉱区の開発が開始されることとなつた。

二一四 大倉鉱業による事業計画

沖見初炭鉱を買収した大倉鉱業は、買収時にどのような事業計画を立てていたのだろうか。本項では、同社の事業計画を確認したい。以下は、大倉鉱業の手で作成された「沖見初炭鉱買収事業目論見書」のハイライトを抄出したものである。

全炭鉱ノ実情ニ就テハ大略如上ノ通りニシテ、炭層、炭質、採掘並ニ販売共ニ良好ノモノナルニ拘ラズ、目下全社ハ多額ノ金利支払ノタメ困窮シ居ルモノニシテ、本年三月末日現在ノ考課状ニ見ル如ク、一期間実ニ金五一、二八六円八一ノ巨額ノ負担ヲ有スルモノナリ。翻テ考フルニ、該炭鉱ハ全鉱区ニ亘リ海底ノ採掘ニシテ、前記採掘不可能面積二百十六万六千余坪ハ、既述ノ如ク炭層ノ深度漸ク海底下二百八十尺余ノ浅所ナレバ、採掘上危険ヲ俱ヒ且ツ経費モ嵩ム惧

アルヲ以テ、寧ロ全然未着手ニ帰スルモ、現在採掘中ノ第二卸第三卸大通左部ノ残炭ヲ採掘シテ出炭ヲ維持シツツ、所謂標杭第二十五號附近ヲ通過スル大断層ヲ掘鑿シ、此処ニ主要ナル採炭場ヲ拡張シ、而シテ漸次出炭ノ増加ヲ計レバ、一ヶ年ニ裕二三十万吨ノ出炭ヲ維持スルコト容易ナリ。

即チ坑内整理及掘進ノ為、一ヶ年ノ余裕ヲ見テ、現行ノ坑木ノ代リニ主要坑道ヲ金柁二代へ、坑内外ノ運搬設備ヲ改善シ、炭車ヲ増作シ、外ニ創業費トシテ金四万円ヲ予定スルモ、合計二十万円ヲ投資スレバ裕ニ所期ノ目的ヲ達シ得可シ、而シテ内当初ノ三ヶ月間ヲ坑内外諸整理ノ為メ準備期間トシテ予定スレバ、此間ハ出炭モ減ズ可ク生産費一屯当リ金十一円余ヲ要スト雖モ、是ヲ經過スレバ約七円五十銭ニ低下シ得可ク、一年ノ余裕期間後ニ於テハ金六円五十銭ヲ現出スルコト不可能ニ非ラズ。

而シテ売炭方面ハ既述ノ通り、阪神並ニ瀬戸内海沿岸地方ハ宇部炭ノ最モ主要ナル需要地ニシテ、又全地方ノ購買力ハ漸次増加シ得可キ事明ナレバ、先ズ大阪ニ販売ノ中心ヲ置キ統括スレバ、充分全出炭ヲ売捌キ得可ク、単価モ従来ノ平均金八円七〇以上ニ達ス可キモ、見込計算トシテハ値上リハ計上セザルヲ可トス、斯ク全炭鉱ノ将来ハ前途有望ト言フ可シ。

然ルニ全炭鉱ノ価値ニ就テ見ルニ

調査ノ結果ニヨレバ

鉱業権

八五〇、〇〇〇円

土地、建物

一〇〇、〇〇〇円

機械器具工作物

一〇〇〇、〇〇〇円

計 壹百九十五万円也

ナレバ約金二百万円ト見ルヲ至当トス^⑩

「目論見書」によると、大倉鉱業の沖見初炭鉱に対する評価は、生産・販売などの営業活動がうまくいかないというよりは、金利負担によって経営が行き詰っているというものであった。

生産面の条件となる鉱区をみると、沖見初炭鉱の採掘可能面積は、炭層の深度等の関係から、およそ二〇〇万坪（取得鉱区の半分）としている。その上で、現在採掘中の第二区第二卸と第三卸の残炭を採掘することとで出炭を維持しつつ、買収の可否を判断するために鉱区の調査に赴いた際に沖見初側から説明を受けた、「第二十五號附近ヲ通過スル大断層」を掘り進め、主要な採炭場を拡張すれば、一カ年三〇万トンの出炭を維持することは「容易」と評価している。販売の方では、阪神・瀬戸内海沿岸地域の「購買力ハ漸次増加シ得可キ」として、とくに都市化が進む大阪への売炭に注力すれば、三〇万トンの出炭を売りさばくことは可能と見込んだ。

目論見書の段階における鉱業財団の評価額は約一九五万円と定めている。一九二七年三月時点で、沖見初炭鉱の資産総額は約七九八万円である。目論見書では、「炭層、炭質、採掘並ニ販売共ニ良好ノモノナルニ拘ラズ、目下全社ハ多額ノ金利支払ノタメ困窮シ居ルモノ」と評しているが、資産評価額をデイスカウントし、可能な限り資本コストを身軽にした上での買収を目標にしたものと思われる。

つぎに予算計画を確認しておく。予算計画は、準備期間三か月中、三か月後、一カ年後の三期に分けて計画された。

まず、準備期間三か月中の予算をみよう。一ヶ月あたりの経費総額を定めるにあたっては、鈴木商店経営期である、一九二七年一月～六月までの平均経費一三万二二〇〇円を標準とした。その数値から、さらに千円以下を切り下げて一三万円とし、これに大阪出張所の経費を二〇〇〇円として、合計一三万二〇〇〇円と定めている。その上で、出炭量は余裕をみて一万二〇〇〇トンと仮定し、一トンあたりの経費を一一円と算出している。一方で、販売は繰受貯炭と繰越貯炭を相殺し、出炭高に相当する数量を平均単価八円七〇銭で売りさばくという計画をたてている。これをふまえると、一か月の経費一三万二〇〇〇円（出炭一万二〇〇〇トン×生産費一一円）、一か月の売炭収入一〇万四四〇〇円（販売一万二〇〇〇トン×価格八・七円）となり、一か月あたりの差引損失は二万七六〇〇円であり、三ヶ月で合計八万二八〇〇円となるが、目論見書では「充分ノ余裕ヲ見ルモ金十万円ノ損失ニテ足ル可シ」と判断している。

三ヶ月の準備期間後は、坑内整理が一段落し、「漸次出炭モ一五、〇〇〇屯乃至一七、〇〇〇屯ニ達セシムコト容易」であり、「六ヶ月ヲ経レバ二〇、〇〇〇屯一ヶ年後ニ於テハ二五、〇〇〇屯ニ逐次増加セシメ是ヨリ年産額三〇〇、〇〇〇屯ヲ維持セントス」としている。予算計画によれば、出炭量が増加するにつれて、一トンあたりの経費は準備期間の一円が、四か月目には七・五円となり、六ヶ月後には七・〇円に低下することが見込まれている。

一ヶ年後の計画に目を移すと、売炭価平均が買収時点よりも三〇銭増加し、九円に達することを想定している。生産サイドを見ると、一ヶ月あたりの出炭量は二万五〇〇〇トンまで伸ばし、一トンあたりの生産費は六・五円まで低下することとなっている。これを逆算すると、一ヶ年

の出炭量は三〇万トン（二万五〇〇〇トン×一二）、炭代二七〇万円（二二万五〇〇〇円×一二）、経費一九五万円（一六万二五〇〇円×一二）となり、差引利益は七五万円（六万二五〇〇円×一二）となる。目論見書では、「即ち売炭利益金七五〇、〇〇〇円ニ達スルコトヲ得ルモ、全鉱買取ノタメノ所要資金百五十万ニ対スル利息（年八分）金十二万円、及年賦金十二万五千元、合計二十四万五千元ヲ差引ケバ、純利益八金五十万五千元ノ予定ナリ」と記載されている。

結果論にすぎないかもしれないが、準備期間三ヶ月中の計画は別としても、デフレが慢性化しているなかで一年後には炭価の上昇を想定していることや、これまでの出炭実績が一五万トン前後でしかない鉱区の出炭量を、一年後には三〇万トンに倍増させることで、四割以上の経費削減を行う計画をたてるなど、買取を正当化することを目的とした予算計画といわざるを得ない。

三 大倉鉱業による事業経過

三― 想定外の採掘条件

本節では、大倉鉱業による沖見初炭鉱の経営を経年で追うことにしたい。まず、表6によって、大倉鉱業経営期における沖見初炭鉱の生産実績を検討し、全体の流れを確認したい。表でもわかるように、すべての期間・項目（出炭量、総経費、トン当総経費、坑内費、トン当坑内費）において、決算は予算よりも悪い数値で着地している。そのため、思うように出炭は伸びず、高コスト体質から脱却できないまま経営を続けたといえるだろう。会計年度を経るにつれて漸進的に出炭量を伸ばし、一定

のコスト圧縮も行っているため、漫然と採掘作業に従事しているわけではないことがうかがえるが、目論見書で掲げた年産三〇万トン、一トンあたり経費六・五円ははるかに遠い数値といわねばならず、十分な成果をあげているとはいえない。

これらは、採掘条件だけに焦点をあてれば、断層先の炭層に中硬が混じるなど、採掘条件が予想よりも劣悪であったことに起因するものである。なお、表6によれば、坑内費のほかにも多くの必要を割いているよう

表6 大倉鉱業経営期における沖見初炭鉱の予算・決算

（単位：トン、円）

項目\年度	1928年上半期		28年下半期		29年上半期		29年下半期		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
出炭量	100,000	67,946	109,987	73,930	90,122	82,796	106,500	87,775	
総経費	890,024	834,239	1,016,473	884,902	862,019	861,268	861,847	883,722	
トン当総経費	8.90	12.28	9.24	11.97	9.56	10.40	8.09	10.07	
坑内費	375,530	209,438	448,916	376,709	376,166	373,068	357,724	366,977	
トン当坑内費	3.76	4.55	4.08	5.10	4.17	4.50	3.38	4.18	
中硬無層	出炭量		33,165		36,364		52,797		50,395
	坑内費		126,753		161,171		192,802		168,524
	トン当坑内費		3.77		4.43		3.64		3.34
中硬有層	出炭量		34,282		37,566		30,000		37,380
	坑内費		182,685		215,537		180,266		198,453
	トン当坑内費		5.33		5.74		6.01		5.31

出所：「沖見初炭鉱事業経過報告書」（沖見初炭鉱所長 漆野佐一郎 昭和5年4月、大倉鉱業46-3-1）。

注）単位は、出炭量がトン、それ以外の項目は円である。

あるが、現時点での資料では内訳を明らかにしえない。台湾銀行への年賦金支払などもここに含まれると思われるため、詳細は今後の課題としたい。以下では、具体的なことを明らかにしえる、「採掘現場」の状況を、沖見初炭鉱所長・漆野佐一郎の報告でみていきたい。

まず、一九二七（昭和二）年下半期であるが、坑道の修繕運搬の改善に力を注ぎ、残炭を採掘する一方、断層を開鑿し、断層先に採炭場を拡張するための掘進を急いだとされる。しかし、炭層の癖を充分につかみきれず、出炭は六万七九四六トンにとどまった。この間、断層を開鑿して断層先に着炭することに成功し、その点では事業の進捗がみられた。ところが、断層先の炭層において中硬の厚さが約四尺もあることが判明し、大倉は「非常ニ失望」することになった。表6の数値から算出すると、中硬がない炭層のトン当坑内費は三・七六円であるのに対し、中硬が混じった炭層のトン当坑内費は五・五八円に達しており、採掘経費はおおよそ五割も高かった⁽⁴⁾。表6でも確認されるように、徐々に中硬のある炭層からの出炭高は減少し、採掘条件の良い炭層からの出炭が増加しているが、二九年下期になってもなお、中硬のある炭層からの出炭は沖見初炭鉱の出炭のかなりの部分を占めている。

東見初炭鉱および沖見初炭鉱の第二卸と第三卸、さらに第十九號試錐より判断して、旧沖見初炭鉱の担当者「断層先ハ中硬消滅スベシ」との説明をし、大倉鉱業側もこれに同意していた。そのため大倉は、断層先の炭層に「希望ヲ持チ」着炭し、採炭場を拡張して出炭増加を計画していたが、ここに「大齟齬」を来たすことになり、採炭方針を変更せざるをえなくなった。大倉鉱業は当初、残炭掘に対しては、「困難ナル場所ヲ棄テ、採炭容易ナル部分ノミヲ採掘」し、出炭の増加と生産費の低下

を企画していた。しかし、状況が変わり、「多少ノ困難ナル部分ヲモ採掘シ、以テ残炭掘ノ寿命ヲ長カラシメ、以テ此ノ間専ラ大通ノ掘進ヲ急ギ、第十九號試錐附近ニ到達ス可ク邁進」することとなった。

翌一九二九（昭和三）年上半年期は、これらの方針により坑道を延長した。「当時ノ推測ニテハ、第十九號試錐ニ依レバ中硬ナキヲ以テ、同試錐ニ達セザル以前ニ中硬ハ自然消滅ス可ク、従ツテ消滅前ニ於テモ既ニ二次第二薄クナル」と期待していたとされる。しかし、事実はこれに反し、坑道の進行とともに厚さは変化し、「時トシテハ薄ク大イニ樂觀シ、時トシテハ厚ク大ニ悲觀」し、「遂ニ第十九號試錐ヲ疑フニ至リタル」も、「尚ホ炭層ニ対シテ希望ヲ有シ、一種ノ不安ノ裡ニ」二九年上半年を終えたといわれる。主力炭層がこのような状態のため、残炭掘に対しても次第に採炭方針の変更をせまられ、採掘が困難な個所であってもこれを放棄する事はできなかつた。結果として、残炭掘の出炭も減少しはじめ、坑内費を低下させることも不可能となった。

二九（昭和三）年下期、悲願であつた試錐図（旧沖見初炭鉱作成）に優良炭層が記載されている、十九號試錐付近に達した。しかし、中硬の状態は改善がみられず、「茲ニ始メテ該試錐ノ根本的ニ間違ナルコトヲ発見シ、大イニ落胆」することになった。沖見初炭鉱全部がこのような状態とすれば、「最早全ク之ヲ放棄」せざるを得ないが、大倉はなおも「東見初及沖見初二卸三卸ノ状態ヨリ考フルトキハ、沖見初ノ鉱区モ先ノ方ハ必ず優良ナル炭層アルベシ」と信じ、「此ニ達スレバ従来ノ欠損モ補フコトヲ得ベシ」と期待し、「心ヲ引キ立テ掘進ヲ急グコトト」した。一方、残炭掘に対しては、更に方針を変更し全部の石炭を採掘することとして、旧沖見初炭鉱時代には採掘しなかつた、陸地部分の炭層について

も採炭の計画を立てた。

一九二九（昭和四年）上期になると、大通掘進においては中硬の厚さがやや減少した。そのため、「掘進ヲ急ギ、此処ニ採炭場ヲ集中スレバ出炭増加ノ可能ニシテ、営利的採炭ニ向フ可能性充分ナリト信ジ」工程を急いだ。二九年下期はこれを受けて、中硬の薄い部分に採炭場を作り、出炭を行うことを目標とした。その結果、中硬のある炭層は中硬が薄くなり、出炭量が増加して生産費も減じた。一方、中硬がない炭層部分の出炭は減少したが、陸地の採掘部分が増加し、こちらも生産費の低下をみたとされる。

以上のように、二九年上半期より採炭条件が良化の傾向にあったようであるが、ここで注意しなければならないのは、あくまでこれまでよりも中硬の厚さが薄くなったというだけであり、中硬が消失したわけではないということである。陸地の炭層は限られた量に過ぎず、継続的な営利事業として自立するためには、海底炭層に鈴木商店経営期から採掘している既開発部分ではない、新規の優良炭層が存在しなければならぬ。そのため報告書は、「現存ノ状態ニテ持続シ得ルモノトスルモ、中硬ノ存スル以上、坑内費ハ不尠好転ヲ見タル前期ニ於テスラ、最低壹屯当り金五円三拾余錢ヲ要スル状態ナレバ、経済的採炭ハ至難ト謂フ可シ」と結んでいる。

このように、大倉鉱業による沖見初鉱区の開発は、採掘条件が劣悪であることが早期から判明し、優良炭層の探索を続けたものの、採掘条件が根本的に解決することはなく、沖見初鉱区から利益を得ることはできなかつたのである。

三一 二 試錐柱状図改ざん疑惑について

以上のように、沖見初炭鉱を買収する際に得られた情報とは、炭層の状況が異なる事態となり、旧沖見初炭鉱から提示された試錐柱状図改ざん疑惑が持ち上がった。大倉鉱業は、試錐柱状図作成に関する経緯を資料として残している。本項では、試錐柱状図と炭層の状況に関する旧沖見初炭鉱と大倉鉱業とのやり取り、および大倉鉱業の調査結果についてみていきたい。⁽⁴³⁾

一九二八（昭和三）年正月、旧沖見初炭鉱の常務取締役であつた荻野休次郎が酒席上、大倉鉱業社員で新沖見初炭鉱の次長を務める高橋岩太郎氏に対し、「座談会的」に、十九號試錐地点付近には相当な厚さの中硬があることを話したことがあつた。この時高橋は、調査当時の説明と、東見初坑内及沖見初二卸三卸の実情及試錐図に照し、「信ヲ置カ」なかつた。ただし、念のため「当時ノ係員ニ付キ質問シタ」が、「遂ニ要領ヲ得ザリキ、其後間モナク係員辭職シタルヲ以テ、不明ノ儘トナ」つたという。その後、一九二九（昭和四）年九月前に、旧沖見初炭鉱に勤務し試錐と坑内の係員だつたAが、大倉鉱業の坑内技師である漆野佐一郎と面談した。漆野とAは、以前より懇親の間柄であるとされる。この面談でAは、一九二八（昭和三）年二月三日頃、旧沖見初炭鉱のBとCがAのところへ訪れ、「試錐柱状図ヲ改竄シタル」ことを述べ（時日は言明していない）、「此事ハ絶対ニ誰ニモ口外セヌ様ニ」との懇請を受けたことを申し出た。⁽⁴⁴⁾

大倉側は、実地において坑道第十九號試錐地点を通過（一九二九年三月三日）しながら、中硬がなお三〜四尺を上下しており、これらの「談話トヲ思ヒ合セ、柱状図改竄ノ事実」であることを確信した。そして、

「此試錐ニシテ如斯虚偽ノモノナル以上、同鉱区ノ五段炭ノ炭層状態ハ柱状図ニ信ヲ置クベカラザルモノト思フニ至」つたとされる。

ここにおいて、漆野は詳細を調査するため福岡にAを訪ねた。その際Aから試錐当時の記録として、試錐の成績を記した手帖の一片を渡された。なお不明の点があり、五月十八日、沖見初炭鉱事務所においてAと、試錐を請負ったDより事情聴取をおこなった。Aからは、一九二八年二月にBとCより、「現在大倉鉱業ニ引継ギアル試錐柱状原因図ハ其中第十九號試錐柱状図ヲ大倉鉱業株式会社ニ引継ギノ前ニ改竄シタルモノナルガ、此ノ事実ハ厳ニ秘シテ何人ニモ口外セヌ様ニ願度シトノ懇請ヲ受ケタ」との証言があらためてなされた。Dは、「試錐当時ノ試錐記録ト沖見初炭坑会社ヨリ大倉ニ引継カレタル（即チ調査ノ際説明用ニ供シタル図面）トハ甚シク相違シ居ルコトヲ言明」した。

その後、大倉側は試錐柱状図改ざんの告白と口止めをAにおこなった、Cに接触し、聴取をおこなった。その結果、「書き換へタルモノ者ハ当時ノ測量係員Eナリ、夫レハ図面中ニ記入ノ文字ニヨリテ判断スルモ明ナリ」との回答がなされた。そのため、大倉はさらにEを本社に招致し、作成の図面について質問したところ、「自分ガ沖見初炭坑株式会社が職中、大正十五年四月頃此（柱状図ヲ指シ）図ヲ書き換エタルコトハ確ナリ、但シ其写シ取ル前ノ図面ト此図ト如何ナル相違アルヤハ記憶ナシ、唯図面ガ自分ノ手ニ成リタルモノナルコト及筆跡ハ自分ノモノナルコトハ確認ス、誰ノ命ニヨリ書き換へタルカ又何ノ目的ノ為ナリシカ記憶ナシ、併シ施業案ハBト自分トニテ作成シタルモノナル故、之レニ必要ノ為ナリシトセバBヨリ命ゼラレタルモノナラン」と述べた。疑惑の対象となつたBは、旧鈴木商店の鉱業部門における大物であるためか、聴取

の記録が資料には残っていない。いずれにしても、大倉側の綿密な調査により、旧沖見初炭鉱による試錐柱状図改ざんに関する具体的な証言が、つぎつぎ集まることになり、疑惑は大きく深まったのである。

三十三 大倉鉱業対台湾銀行の裁判

一九三〇年十月、大倉鉱業は沖見初炭鉱の売主である台湾銀行に対し、年賦金支払いの停止と買収経費の返還を求めて東京地裁に訴状（一九三〇年十月二十四日付）⁽⁴⁵⁾を送付した。改ざん疑惑が深まった結果、大倉対台湾銀行の係争案件となつたのである。大倉鉱業が沖見初炭鉱の売買契約を解除するためには、①瑕疵担保責任、②詐欺、③錯誤のうちのいずれかを主張し、勝訴を勝ち取ることにほかならなかつた。しかし、試錐柱状図改ざんを行った主体はあくまで鈴木商店が経営する旧沖見初炭鉱であり、台湾銀行は担保物件を売却したにすぎないということが、法的責任の所在を不明瞭なものにし、大倉鉱業を不利な立場に置くことになつた。この裁判に対して、一九三〇年七月に、商法学者である松本丞治が⁽⁴⁶⁾つぎのような鑑定意見を作成している（作成年月日は訴状が東京地裁に送付される前であり、依頼主は大倉鉱業と推定される）。

同條（商法第二八八条、瑕疵担保責任の特別規定……引用者）ハ商人間ノ売買ニ於テ売買ノ目的物ニ直チニ発見スルコト能ハサル瑕疵アリタルトキハ、買主カ其目的物ヲ受取リタル時ヨリ六ヶ月内ニ之ヲ発見シ、直チニ売主ニ対シテ其通知ヲ発スルニ非サレハ、売主ニ悪意アリタル場合ノ外ハ契約解除等ノ請求ヲ為スコトヲ得サル旨ヲ規定セルモノナルカ故ニ、本件ノ如ク大倉台銀ノ売買両当事者カ共

ニ商人ニシテ、其売買カ当事者双方ノ為メニ商行為（商法第二百六十五條ノ附屬的商行為ト觀ルヘシ）ナル場合ニ於テ此規定ノ適用ナシト解スルハ頗ル困難ナリト謂ハサルヘカラス：

本件ノ場合ニ於テハ沖見初ノ当局者ニ詐欺行為アリ、大倉カ之ニ因リテ売買ヲ為シタコト、及台銀ノ当局者カ其事実ヲ知ラサリシコト殆下明白ナルカ故ニ、本件ノ場合ニ於テ、若シ詐欺ヲ行ヒタル沖見初ノ当局者ヲ以テ、本件売買ニ関シ台銀ノ代理人又ハ事实上ノ補助者ト認ムヘキ根拠ヲ問ハズ大倉ニ取消権アリト雖モ（大審院民事判決録一二）、然ラサル限りハ大倉ハ詐欺ニ因リテ売買ノ取消ヲ為スコトヲ得ヘカラス：

本件事案ニ就テ、大倉カ錯誤ニ関スル規定ニ依リテ本件売買ノ無効ヲ主張シ得ヘキ希望ハ最モ大ニシテ、詐欺ニ関スル規定ニ依リテ売買ノ取消ヲ主張シ得ヘキ希望ハ之ニ次ケリ、然レドモ、瑕疵担保ニ関スル規定ニ依リテ売買ノ解除ヲ主張スルニ至リテハ、其目的ノ到達ハ恐ラクハ期待シ得サルヘシ：⁴⁷

すなわち、旧沖見初炭鉱に詐欺行為があり、改ざんされた説明資料を根拠として大倉側が鉱区を買収したことは明らかではあるが、商人同士
の売買行為にあたるため、瑕疵担保責任の適用は、売買契約解除請求の
期限を定めた特別規定により不可能であり、詐欺行為についても、「台銀
ノ当局者カ其事実ヲ知ラサリシコト」（知っていたということの立証がき
わめて困難であることを示しているものと推定される）から不可能であ
るため、「本件売買ノ無効ヲ主張シ得ヘキ希望ハ最モ大ニシ」て「錯誤」
であると述べている。

一方、大倉鉱業の訴状に対して、台銀は拒否の姿勢を鮮明にし、「原告
ノ請求ヲ棄却ス」るよう答弁書を作成した。台湾銀行は答弁書において、
取引が正当に行われたことの根拠をいくつか示した。代表的と思われ、
かつ炭鉱という特殊な事業の売買の実相をあらわしているものを六点ほ
ど記しておこう。⁴⁸ ①元山炭は「其炭価亦筑豊炭ヨリ上位ニアリ」、沖見初
炭鉱の西南に延長している部分は、「炭量豊富ニシテ各異常ノ業績ヲ挙
ケ」ている沖ノ山炭鉱・東見初炭鉱と隣接している関係上、「将来最モ有
望ナルモノトシテ斯界ニ注目」されていた。③入札条件が相対的に悪い
大倉に売却することで、台湾銀行は大倉「ノ利益ノ為メ自己の損失を省
サルモノナルカ如キ非難攻撃ヲ加ヘタルモノ」もあつたが、「一切ノ妨害
ヲ排シ原告トノ契約締結ヲ敢行」した。④台湾銀行は抵当権者である関
係上、会計管理を行うため社員を派遣していたが、当該社員は鉱業の知
識を持つておらず、大倉側に対する鉱区図、炭層等について、「如何ナル
説明ヲナシタルヤ全然関知セサル」状況である。⑤大倉鉱業は「試錐ノ
結果ヲ唯一ノ根拠トシテ」買取の決意をしたというが、そもそも海上よ
りの試錐は、「通常完全ナル効果ヲ得サルモノ」である。第十九號試錐が
なされたのは一九二三年末であるが、その後も旧沖見初炭鉱は、「莫大ノ
費用ヲ投ジテ」断層先の開発を行つてゐる。⑥炭鉱の売買は、「品質数量
等ノ判然スル商品ノ売買ト異ナリ、比較的射幸的性質ヲ有シ、当事者ノ
見込ミニヨリテ為サルルヲ常トシ」、鉱区に専門的な知識のない銀行業者
である台湾銀行は、炭質数量等については専門家である大倉鉱業の判断
に一任するほかなかつた。

以上のごとく、沖見初炭鉱の売買は係争案件となつたが、新聞報道で
は「大体の空気としては、大倉組としては此際速かに譲渡を希望してゐ

るらしき様子なるも、台銀側は係争関係からして強て解決を急ぐ模様は見えないとのことである⁴⁹とされ、のちに沖見初炭鉱の売却が東見初炭鉱へ決まった際、沖ノ山炭鉱の取締役は「大倉側では売急いでみた模様ですから話が早く纏まって好都合だったと思います⁵⁰」と述べるなど、台銀は強気、大倉鉱業は一刻も早く沖見初炭鉱を事業本体から切り離したいという構図であったようである。

そのような中、一九三〇年十月十五日付の『宇部時報』で、沖見初炭鉱が休業を発表したこと、石炭の得意先は沖ノ山炭鉱へ引き継がれたことが報道された⁵¹。ここに沖見初炭鉱の処理は急がれることとなったのである。

四 東見初炭鉱への経営権移譲について

四一 東見初による買収交渉の経過

前述のように、大倉鉱業による沖見初炭鉱の経営は行き詰まりつつあった。このようななか、経営に先の見通しがなくなっていた一九二九年十一月二十五日に、宇部人であり、大倉鉱業とも関わりのある藤井友吉、藤川喜太郎から、東見初炭鉱頭取の藤本閑作、大倉鉱業常務取締役の島谷亮太郎宛に「合併建議書」が提出された。建議書の内容は、沖見初炭鉱と東見初炭鉱を合併し、東見初炭鉱の負担によって沖見初炭鉱の開発を継続するというものである。合併建議書は長文にわたるため、以下では現代語で要約を掲げることにしたい⁵³。

- ・沖ノ山炭鉱は高良鉱区を買収することで著しい発展を遂げているので、東見初も「小異ヲ捨テ、大同ニ就キ」隣接鉱区を買収するべきである。
- ・東見初炭鉱の価格を四二〇万円（五年で終業と見込んだ場合。一年間

の平均純益金六四万円×五と土地建物設備の評価金額一〇〇万円を足し合わせたもの）、沖見初の価格を二七二万円（優良鉱区二〇〇万坪一五〇万円、土地建物設備五〇万円、五年間の利益七二万円の総和）と見積り、合計六二九万円を協定価格とする。

- ・出炭予定量は、合併後一九三〇年一月より三四年十二月までの五年間は六〇〇万函、翌四〇年一月より終業までの出炭見込量は一八〇〇万函とし、合計二四〇〇万函と見積もる。一函につき五〇銭の利益をみる場合、二二〇〇万円の利益が得られる。さらに、合併による設備費・人件費・購入販売費の節約などを考慮する場合、これに三〇銭が上乗せされ、一九二〇万円の利益を得ることができる。

- ・一九三〇年一月より合併を実施した場合、年平均二二〇万函（東見初四〇万坪、沖見初二〇〇万坪から坪当たり一〇函）の採炭を実現したと仮定すると、二〇年間の採炭に耐えることができ、毎年の利益金は一〇〇万円となる。

- ・この利益金は、両坑の評価額を案分し、東見初六〇五、沖見初三九六で配分する。その場合、利益金は東見初六四万円、沖見初は三九万六〇〇〇円となる。この線でいけば、東見初側からすれば、単独経営による平均利益金の減少は三万六〇〇〇円、五年間の迷惑金は八万円で済むこととなり、一五年間の利益金九〇六万円（終業までの総利益金は二〇八万円）を維持することが可能である。

- ・一方、沖見初側は、五年間は単独経営以上の利益を得ることができ、毎年二五万二〇〇〇円の利益が見込める。積算すると五年間一二六万円、二五年間で五九四万円となり、終業までには七九二万円に達する。
- ・以上の計画は、すべてを過少に見積もったもので、大派炭、一重炭、

三尺炭、沖見初の残坑の採炭などに着手すれば相当の見込みがあり、好況時に増益となれば数値は「莫大ナモノ」となる。

●合併後の組織の比率は、総資本金一〇〇〇万円（額面一〇〇〇円、払込金八〇〇円）とし、払込済金八〇〇万円で組織する。両坑の評価額によれば、東見初六万四〇〇株、沖見初三万九六〇〇株となるが、沖見初分を二一〇〇株減らし、これを東見初へ加え、東見初炭鉱六万二五〇〇株、沖見初三万七五〇〇株ということにする。

藤井・藤川による提案の可否について、精確な評価を下すことは困難であるが、過去の実績でみた場合、沖見初炭鉱における年間の利益金のピークは、一九二二年九月份と二三年三月份をあわせた一十一万七二円にすぎず、その後は生産・販売の条件がそろわず、経営はじり貧に近い状態である。にもかかわらず、沖見初の利益金をおよそ四〇〇万円に設定しており、結果として、東見初が被る損失も過小評価しているように思われる。合併件建議書が提出されてから一ヶ月後の一九二九年十二月二十四日、島岡亮太郎にむけて、藤井友吉・藤川喜太郎からつぎのような書簡が送られ、藤本閑作の意見が伝えられた。

沖見初、東見初合併交渉之件

拝啓首題の件ニ関し先般貴社にて御打合せ帰省後、兩名帯同藤本閑作氏及高良宗七氏等と会見具体案ニ入らんとし。小生等の愚見も加へ種々接衝中にて御報告遅延の段恐縮ニ存候、目下東見初側藤本頭取の意嚮左の通ニ御座候

左記

目下石炭界不況の折柄にて、販売ニ苦しみ貯炭山積、其上出炭ハ逐

日増加逐二本日二入りてハ坑夫の入山志願止をなし採炭賃の切下をなすの有様にて、前途の業績一層案じられ候

一方、先般宇部海底採掘研究会の際、当坑の技術員及採硃係が沖見初坑内を視察せし報告ニ依れば、坑内の出水量意外ニ良しく、大通先のハサミも今尚皆無ニ至らず、沖見初硃区の優良区域も聊か予期に合致せず、仮に合併成立するにせば経営者として其前途に対し責任の重大を案ぜられ候

本件ハ現場重役たる国吉（国吉信義……引用者）、新田（新田宇一……引用者）、竹中（竹中雪藏……引用者）の諸君とも数度ニ亘り会議したる結果、東見初の坑道利用ニ依る沖見初硃区の採掘其他ニ付てハ、研究の方面も数多に分れ其最善の成案を將るニハ自然技術家及幹部事務員の談合を要し、所謂上下一致の決定ニ依る具体案を付度さすれば、年末年始一般多忙の時機ニ於て軽率に立案も出来兼ねニ付、一月下旬東見初の総会を了し一月末迄ニ何分の意見を取纏め交渉相進め度、其れ迄暫時保安方取計られ度しとの事ニ候
右の都合ニ付、貴方ニ於て御気付の点も有之候も御報被下度何時ニても貴意を体して誠意尽力可任不取敢御報告迄如此御座候

忽々[㊤]

書簡によれば、藤井・藤川は大倉鉱業において沖見初・東見初の合併に関する打合せを行い、その後宇部に帰省し、藤本閑作・高良宗七と沖見初硃区に関する会見を行ったようである。書簡に登場する藤本閑作と高良宗七は、ともに渡邊祐策とならび、宇部地域の有力者として位置づけられることが多い人物である。ここで、簡単に宇部炭田の実相を振り

返り、両者の立場を確認したい。

沖ノ山炭鉱は宇部炭田西部、東見初炭鉱は宇部炭田東部に位置し、それぞれ地域で社会的・経済的に大きな役割を果たしていた。沖ノ山炭鉱の頭取は渡邊祐策、東見初炭鉱の頭取は藤本閑作である。宇部地域は、政治、文化、歴史、さらに、それを基盤とした鉄道、銀行、紡績、セメント、鉄工業など新産業への投資という点では多くの共同行為・共通の特質がみられた。⁽⁵⁶⁾ただ、「炭鉱経営」という側面に焦点をあてると、地域内部にはいくつかの小コミュニティが存在し、陸地を採掘していた開発初期の段階では、沿岸部の小串・沖宇部を中心に、どちらかといえばこれらの小コミュニティが中心のな果たしながら炭鉱の資本形成がなされる傾向があったようである。⁽⁵⁷⁾これは、無限責任を保証できるだけの濃密な人間関係が存在したことに加え、おそらく鉱区上部の所有地面と深く関係しているものと推定される。

その後、小串・島を中心とする沖ノ山系の炭鉱資本が急拡大していき、宇部炭田全体への影響力を増加させ、周辺部の資本・人材を外延的に吸収していく傾向がみられた。ただ、昭和期における渡邊・藤本の東見初・沖ノ山への出資状況をみると、渡邊家はある程度の東見初炭鉱株を保有しているが、藤本閑作の沖ノ山炭鉱株の保有数はきわめて少ないものがあり、干渉をできるだけの出資を行っていないことが読み取れる。⁽⁵⁸⁾両炭鉱は一九二〇年代、大阪石炭市場で熾烈な販売競争を繰り広げており、沖ノ山・東見初双方に出資をする古参の上位株主が相当の厚さで存在するとはいえ、法人間となると微妙な緊張関係があったようにみられる。

そのような中、書簡で登場する高良宗七は、渡邊祐策・藤本閑作にはない独自の立場を持っていたことがみてとれる。具体的には、①藤川喜

太郎との関係、②渡邊・藤本との関係、③独自の事業思想である。

まず、藤川との関係をみると、宇部人にもかかわらず大倉系炭鉱の役員を務め、さらに宇部地域外の山口県人との企業経営にも乗り出している藤川喜太郎は、宇部の事業家のなかではやや周縁部に位置する、異色の存在である。ところが高良宗七は、藤川と炭鉱経営や事業経営を行うなど、細からぬパイプで結ばれている。⁽⁵⁹⁾さらに——ここがきわめて重要なのだが——高良宗七は、宇部の二大炭鉱である沖ノ山炭鉱・東見初炭鉱の取締役・重役を務めており、渡邊・藤本とも太いパイプを有しているのである。宇部の二大炭鉱の双方に大きな影響力を行使するという側面からみると、「結節点」としては筆頭格の人物といつてよい。さらに、高良は「宇部炭鉱大合同」論者でもあり、宇部炭田の競争力を向上させるために、鉱区を開発する組合炭鉱が分散的に宇部炭田に存在する状態をあらためて、鉱区・組合炭鉱を「大合同」させるべきとの事業思想の持ち主でもあった。⁽⁶⁰⁾

後述するが、このような高良宗七の宇部事業界の中心部から周辺部にわたる顔の広さ・深さと、ユニークな事業思想が、沖見初鉱区買収にあたり宇部側の調整役として大きな役割を發揮することになった。

さて、書簡によれば、沖見初鉱区の有力買収先と目された、東見初炭鉱の藤本閑作は、石炭市況が悪く貯炭が増加していることを述べた上で、沖見初坑内の視察の結果、出水量が多いこと、「ハサミ」（中硬のことを指すと思われる）も残存すること、優良鉱区も予想するほどのものではないことなど、複数の難点を指摘している。その上で、国吉信義、新田宇一、竹中雪蔵の常勤重役と会議し、技術家と幹部事務員の協議を行い「上一致の決定」をした上で、一九三〇年一月末には意見をまとめ買収の

可否を判断したいと述べたようである。明らかに、後ろ向きかつ買収に慎重な姿勢といえる。もしくは、あえて難点を列挙することで、買収条件をより有利なものに誘導したかったのかもしれない。

書簡では、翌年の一月末には、何らかの回答がなされる予定であることをおわせているが、公式には東見初との交渉の進展はなかったようである。これを受けて、隣接鉱区ではないものの、社会的条件と資力の面から、渡邊祐策が経営する沖ノ山炭鉱への売却交渉が水面下で進んだようである。その窓口は高良宗七であり、一九三〇年四月二十二日、島岡亮太郎宛に藤川喜太郎からつぎの書簡が送られている。

先般御尊来の砌ハ萬事不行届続の段恐縮ニ存候、其後の概況左の通御報告申上候

十四日、於岡村旅館渡辺、高良氏会見の件、渡辺氏曰ハク

本問題ハ地方産業界の前途ニ甚大の影響ある重要問題なれば、産業合理化の折此際東見初と合併するを最善の方法と認むる故、例會藤本氏より相談なく共、高良氏ハ東見初の重役として且つ本市の大局上進んで相談せられ度候、都合上協力して事ニ當るを辞せむ沖の山炭坑としてハ少々距離もある事故、早速東見初へ促進を望む島岡氏へ会見の儀ハ突然の事にて、何等取留めたる案もなければ他日に譲ると一通ふと思考す ト

翌十五日早朝、更ニ渡辺氏ハ高良氏へ電話にて

昨日ハ突然の事にて名案もなかりしも、萬一沖見初二於て坑内へ満水せらるゝか如き場合は前途憂慮ニ堪へざるものあり、本件ハ捨て置き難き儀故、若し東見初との相談不調ニ終る場合の事も相

当考慮し置くの必要あり、貴下（高良氏）ニ於ても其辺御研究相成度く、又沖の山の部下高級幹部（多分俵田専務（俵田明・沖ノ山炭鉱専務取締役……引用者）の事ならん）位ニハ相談致し置きても宜しき哉

高良氏曰ハク

各方面の諸種の關係あれば極秘にて取計いれ度し

右ハ察するニ渡辺氏が一夜就寝の上、沖の山との提携と云ふ事を既に画かれしものならん ト高良氏も小生も全感二候

四月十五日、高良氏ハ直ちニ藤本氏と東見初炭坑にて会見せられ、事急ニして且つ沖見初の事情相当切迫し居るハ島岡氏の来訪を以て明瞭なれば、急ニ何分の提案せし事を妥当と信ず ト

藤本氏の回答ハ、島岡氏への揶揄と全様なりし由

其後国吉市長（国吉信義・宇部市長……引用者）ハ十六日夕帰宅せられ、新田、竹中の現場重役へハ貴下來訪の旨は傳へられ、且つ沖見初の坑内ニ於ける出水量及残炭部の採掘關係を主として調査すべく命令せられたるも、本月末迄ニ調査報告すべしとの事なりし由、仍て其調査の緩慢なるを遺憾とし、且内部の空氣を探るべく藤井友吉氏の来宇を得て、四月二十日 於東園、親交ある新田重役と会見し、従來の経過を述べ合併か満水（我等の想像として）の二途ニ落着く哉の感あり藤本氏の意中と貴下の感想如何

新田氏曰ハク

東京にて藤本氏と島岡氏会見の様及島岡氏来宇頭取訪問の事を承りたるも、東見初としてハ時節柄最も慎重研究を要し、且つ本月末か来月初迄ニ調査報告の予定にて、頭取の命令ハありしも未

だ何等具体的ニ着手し居らず トノ事故 小生等曰ハク、国吉氏及新田君等の少壮重役カ藤本老と全様なる気分ニあらざるか、此際最初本問題の起源ニ遡り、宇部市百年の計画の折積極進取の態度ニ出られ度シ

掛引を用ひず江戸ッ児式ニ且つ政治的解決案ニ進まれん事を望むと、全氏を鞭撻致し置候

仍て昨廿一日新田氏ハ直ちニ藤本氏を訪問、小生等の希望ニ副ふべく約して相分れ候

其後の報告無之候ニ付本日高良氏と会見、重役会の開否を尋ね候へ共未だ其事無之由、然し近々何分判断可致ニ付其際重ねて御通知可申候

先ハ走り書失礼ニ候へ共可然御判読被下度候

忽々⁽⁶⁴⁾

一九三〇年四月十四日、宇部岡村旅館で渡邊祐策、高良宗七による沖見初鋳区の問題が話し合われた。この前提となつたのは、大倉鋳業取締役である島岡亮太郎が、沖見初鋳区の売却交渉を目的として来宇するということであつたようである。

渡邊は、沖見初鋳区問題を「地方産業界の前途ニ甚大の影響ある重要問題」と位置付け、産業合理化の観点から東見初との合併が望ましいと考へており、高良に対して、藤本より相談がなくとも「本市の大局上」進んで相談し、「協力して事ニ当る」よう助言した。この後の文面によると、高良は島岡亮太郎との会見を渡邊に懇請したようであり、沖ノ山炭鋳による買収について、水面下で調整をはかろうとしたものとみられる

が、この時点では、渡邊は東見初による買収が望ましいと考へていたようである。

翌十五日になり、渡邊より高良に電話が入り、「沖見初二於て坑内へ満水せらるゝか如き場合は前途憂慮ニ堪へざるもの」がある、「東見初との相談不調ニ終る場合の事も相当考慮」すべきである、この件については沖ノ山炭鋳の「高級幹部（書簡では専務取締役の依田明と推定されている）には相談して置いてもよい、との意向が伝えられた。同日、渡邊の助言により、高良は藤本と東見初炭鋳で会見し、「沖見初の事情相当切迫し居るハ島岡氏の来訪を以て明瞭なれば、急ニ何分の提案せし事を妥当と信ず」と促した。

四月十六日に、国吉信義市長が帰宇した。国吉は宇部市長であるとともに、東見初炭鋳の重役兼副頭取である。国吉は、宇部村の名士であつた国吉明信の六男であるが、藤本閑作の妻ツネは国吉明信の長女⁽⁶⁵⁾であり、職位上も閨閥上も東見初炭鋳のナンバー2の位置にいた。さらに、高良宗七ほどではないが、国吉は沖ノ山炭鋳の上位株主でもあり、渡邊祐策とも関係が深かつた。国吉信義は、新田宇一、竹中雪藏などの現場重役と、島岡亮太郎が宇部へ来訪する旨を伝達するとともに、沖見初炭鋳の出水量と残炭部採掘状況の調査を命じた。しかし、調査は緩慢に推移したようである。

これを受けて、四月二十日、藤井友吉・藤川喜太郎が、現場重役筆頭である新田宇一と会見した。新田は、島岡が来宇する旨は承知したものの、東見初としては慎重に研究をしたいので、四月末か五月末頃に調査報告をまとめた旨を述べた。これに対し、藤川は「掛引を用ひず江戸ッ児式ニ且つ政治的解決案ニ進まれん事を望む」と促したようである。翌

二十一日、新田は藤本頭取を訪問し、藤川らの「希望ニ副ふべく約し」たというが、その後の報告はなかった。藤川が高良に確認したところ、重役会も開かれていないという。明らかに藤本は、現時点での購入を表明する意思がないことがうかがえる。

これを受け、一九三〇年四月二十七日、島岡亮太郎宛に、藤井友吉・藤川喜太郎から以下の書簡が送られた。

拜復御来示の趣委細相承仕候

両坑合併ニ関してハ、地方産業界の為速カニ其成立を祈願するものニして、其間御因縁ある御社の權威と利益擁護の為微力を副ゆるの意ニ外ならず候ニ付てハ、別ニ小生等ニ対し何等の御心つかひ御無用ニ付可然御進行願上候、只比較的当地の事情ニ通じたる小生等の介在及建議ハ、余り先方ニ好まれざる事ハ当然の事と愚考仕候

参考資料

- 一、先般新田氏と会議の際、坑内満水の儀ニ付てハ相当焦慮の色見へ、東見初としてハ此時期ニ於て可なりの痛手たる事
- 二、本日迄の処、藤本氏よりハ高良氏へ尚一回の公式相談無之候
- 三、本日他用を兼ねて渡辺祐策氏訪問の際、本件ニ関する全氏の談片二三、左記の通ニ候
- イ、以前台銀より相談を受け、其際金貳百万円迄ニ引受くる旨言明したる事
- ロ、現在ニ於て東見初独自の立場より破格の評価をするが如きハ大局を誤るものとして、本市の大勢を遠大なる宇部炭田の採砒計画ニ立脚して可然解決をなすを妥当と認む

ハ、本件ハ今更多数の日子を費して調査の要なく、達觀的ニ是非の裁断をすべき問題なる事

ニ、台銀の年賦金額幾何か及其償還方法如何

(之れハ小生の知れる範圍にて明答せり 藤川)

要之両坑合併が国家的ニ産業合理的に当然の事故、精々両君ニ於ても心配せられ度しト

萬一行つまりの場合ハ相当御尽力を乞ふ、承知ト、

愚見

- 一、藤本氏よりハ到底堪へ得らるし條件ハ六ヶ敷かるべし
- 二、渡辺氏の高遠なる事業眼ハ大ニ味ふニ足る
- 三、屈辱的條件に甘んずるよりハ他ニ適當なる道ありと信ず、宜しく自重せられたし

以上

右ハ御社ニ対する恭誠の披瀝ニして、地方的關係よりせば公言を憚る次第、極秘を以て御推諱被下度候、且今後共小生共ニて相叶候事ハ無御用捨御申付被下度候

忽々⁸⁸

書簡によれば、東見初炭鉦・新田宇一重役の会談の際、坑内満水については「相当焦慮の色見へ」たが、二十七日までに、藤本閑作より高良宗七への公式な相談はなかったようである。その後、藤井友吉・藤川喜太郎が、他用をかねて渡辺祐策を訪問した際、以前渡邊が台湾銀行より売却の相談を受けたことがあり、その際二〇〇万円までであれば引き受けると明言したこと、東見初独自の立場で破格の評価をつけることは「大

局を誤る」もので、「宇部炭田の採鉱計画ニ立脚」して解決するのが妥当であること、「本件ハ今更多数の日子を費して調査の要なく、達観の二是非の裁断をすべき」との言葉があつたことが伝えられ、加えて、渡邊より台銀の年賦金額と償還方法について質問があつたと書かれている。藤井・藤川の所見では、藤本閑作からは「到底堪へ得らるし條件」が示される可能性があるが、渡邊祐策の「高遠なる事業眼ハ大二味ふ二足る」ものなので、東見初との条件が合わなければ「他ニ適當なる道」があることを、大倉側へ示唆している。

その後、一九三〇年五月八日に、東京の大倉鉱業本社で、藤本閑作と大倉側が直接交渉を行った。⁽⁸⁹⁾藤本は、この時初めて、具体的な買取条件を大倉側へ示している。結論的にいえば、藤本の沖見初鉱区の評価は高いものではなかった。藤本の発言を要約すると、採掘可能区域（五段層）は一五〇坪と予想していたが、一〇〇万坪しかないようである、沖見初鉱区・炭層の状況を、隣接区域である東見初の鉱区を勘案して考えた場合、良いとはいえず、「甚々鉱区の価値ヲ減」じている、と述べている。その上で、合同に対する提案とし、東見初炭鉱の現株式一万二三五五株（払込価格二五〇円、時価二八〇円）に対して増株形態を採用し、二七〇〇株を大倉に交付し、予備株六四五株を用意して、新規社員の重要な者を採用する場合に交付するという案を提示した。その際、東見初の昨年の配当実績は、一株につき五円を二回配当し、総額六〇円、二割四分の配当率であること、ただし、「現今ハ毎月炭価下落シ、本月ノ如キ一箇当リ四拾銭ノ利益シカナシ尚下落ノ傾向ナリ、採掘ヲ毎日式千七百函前後ニ制限セリ鉱夫モ雇止トシ居レリ」と申し出たという。

したがって、基本的な買取価格は六七五〇〇〇円（時価換算で七五

万六〇〇〇円）、最大で八三万六二五〇円（時価換算で九三万六六〇〇円）、これに将来の配当金を加えることで、評価に届かない部分の分割払いに換える、との合併・買取条件が示されたといえるだろう。炭層の条件がクリアされていないことを考慮に入れると、この提案の可否を正確に評価するのは難しい。しかし、数値の面からいえることは、かりに満額での買取が決まり、かつ直近の配当実績が維持されるとしても、台銀へ大倉鉱業が支払い、かつ債務として残っている金額に届くまでに七年以上の期間を要する計算になり、しかも現在の成績は昨年を下回ることが示唆されているということである。さらに変動部分の予備株を設けることで、可能な限り累積債務を削減したい大倉鉱業の前に金をぶら下げ、大倉鉱業の有為な人材の引き抜きをも狙ったものとも受け取れる。資料に詳細は書かれていないが、大倉側にとって藤本閑作の提案は過酷な条件と映ったことは確かなようであり、一九三〇年十月二十日には、大倉商事取締役兼大阪支店長の皆川多三郎から、大倉鉱業常務取締役である大崎新吉宛⁽⁹⁰⁾につきのような書簡が送付されている。

今朝宇部高良氏御来社有之、話ノ席ニ右件ニ付キ種々御意見述ベラレ申候。

先刻電話ヲ以テ大体御話申上候通り、大倉対藤本氏ノ交渉ハ實際上如何ナル程度迄テ進捗シ居ルカニツキ確メラレ候へ共、小生不案内ノ為メ要領ヲ得ザリシ次第ニ御座候。

実ハ、大倉対藤本氏交渉ハ條件問題ニテ甘ク折レ合ハヌモノト見テ、高良氏ハ此際寧口沖ノ山ニ合併スル方大倉ノ為メ得策ナラント思ハレ、渡辺祐策氏ト内談ヲ遂ゲラレタル様子ニ御座候、然シ藤本氏ト

ノ話打切りトナラヌ以上、右両氏ノ手ニテ大倉ト交渉開始スル訳ニ行カズトノコトニテ、其俣トナリ居ル由ニ御座候。

其後、藤本氏ノ條件ガ如何ニモ辛ク、大倉側ノ希望ト非常ナル懸隔アル様見受ケラレ候ニ付キ、最近再ビ渡辺氏ト懇談致サレ、沖ノ山ニ合併談ヲ試ミラレ候処、此際別方法ヲ取り高良氏対大倉ノ交渉ヲ開始シ、一先ヅ沖見初ヲ高良氏ノ手ニテ引受ケ、宇部炭坑大合同ノ前提トシテハ如何ト渡邊氏ハ申居ラレ候ヘ共、然シ何レニセヨ、大倉対藤本ノ交渉ガ打切りトナラヌ以上、之レモ具合悪シト話ハ其俣トナリヌル由ニ御座候。

渡辺、高良両氏ハ宇部百年ノ計トシテ是非共大合同ヲ達成シ、事業ヲ後世ニ残シ度キ信念ノ下ニ出発致シ居候ヘバ、藤本氏ノ如ク単ニ算盤上有利ニ解決セントスル人トハ大ナル距離アル様見受ケラレ申候。

高良氏ハ最近藤本氏ト会谈致サレ、大倉トノ交渉顛末ヲ詳細聴取致サレ候処、目下大倉ニ対シ書面ヲ以テ回答ヲ督促シ居レドモ未ダ何等ノ通告ニ接セズ、然シ大倉トシテモ回答ヲセズ其俣葬リ去ル訳ニモ行カヌ状勢ニアレバ、其内何トカ回答来ルコトト思フ故、其回答ヲ見テ対策ヲ講ズル積リナリト藤本氏申居リタル由ニテ、側ニ由リ少ニ懸引シテ居ルナト感ジタリト高良氏ハ申居ラレ候。

高良氏ノ意見ヲ綜合スルニ、大倉トシテ一先ヅ藤本氏トノ交渉ヲ打切ラレテ、不利ニ陥ルコトナカルベシト思ヒ居ラル、様見受ケラレ候ヘ共、其辺ノ御判断ハ貴方ヘ御一任可申上候。

小生ハ高良氏ニ対シ、小生個人ノ意見ニ候ヘ共、若シ大倉幹部ガ宇部地方ニ於ケル事業ニ関シ宇部ノ人士ト相談若クハ協定致サントスル場合、藤本氏ヨリ（地理的ニ有利ナル地位ニアルトモ）渡邊高良

両氏ヲ相手取ルコトヲ希望シ居ル様思ハル、故、若シ東京側ヨリ話ヲ進メ来リタル場合ハ、是非共一肌脱イデ貫ヒタシト念ヲ押シ置キタル次第ニ御座候。

小生ノ意見トシテハ、貴方ニ於テモ相当込ミ入りタル事情多々アル事ト存申候ニ付キ、高良氏ヲ一度東京ニ引張り出シ、他人ヲ避ケ直接内談サレテハ如何カト存居候、高良氏モ随分多忙ナル身ニハ有之候ヘ共、小生ガ懇願スレバ或ハ上京貴方幹部ト密談サレルヤモ不知候。高良氏ハ藤本氏ノ手前、右ノ話ヲ絶対秘密ニ願フ旨申居ラレ候ニ付キ、其積リニテ貴兄マデ御内報申上グル次第ニ御座候

忽々

書簡の内容は、大倉鋳業取締役の大崎新吉に、藤本との交渉打ち切りも視野に入れつつ、高良との「直接内談」を勧めたものである。十月二十日、高良宗七は大倉商事取締役の皆川多三郎と会談した。高良の要件は、藤本との交渉が条件問題で折り合わないものと判断し、沖ノ山炭鉱への合併の方へ舵を切るべく、渡邊祐策と内談をしたという。これまでは藤本と大倉が交渉中のため、正式な交渉打ち切りがない以上、渡邊と高良が交渉を開始することが出来ないかと判断していたが、「藤本氏ノ條件ガ如何ニモ辛ク、大倉側ノ希望ト非常ナル懸隔アル様見受ケラレ候ニ付キ」高良と渡邊との再会談がなされたとされる。その席で渡邊は、「一先ヅ沖見初ヲ高良氏ノ手ニテ引受ケ、宇部炭坑大合同ノ前提トシテハ如何ト」述べ、沖ノ山と東見初双方にパイプを持つ高良をクッションとし、最終的に「宇部炭坑大合同」の基礎条件としたらどうかとの提案をしたという。ただ、「大倉対藤本ノ交渉ガ打切りトナラヌ以上、之レモ具合悪

シ」と「話ハ其俣」となった。

皆川の、高良に対する感触によれば、「大倉トシテ一先ツ藤本氏トノ交渉ヲ打切ラレテ、不利ニ陥ルコトナカルベシト思ヒ居ラル、様見受ケラレ」とされ、高良は間接的に東見初との交渉を打ち切るよう求めたのかもしれない。皆川自身による渡邊・高良の評価は、「宇部百年ノ計トシテ是非共大同ヲ達成シ、事業ヲ後世ニ残シ度キ信念ノ下ニ出発致シ居候」と高く、藤本に対しては、「単ニ算盤上有利ニ解決セントスル人」と低いものであり、「大倉幹部ガ宇部地方ニ於ケル事業ニ関シ宇部ノ人士ト相談若クハ協定致サントスル場合、藤本氏ヨリ（地理的ニ有利ナル地位ニアルトモ）渡邊高良両氏ヲ相手取ルコトヲ希望」している。

ところが、一九三〇年十月二十九日、大倉鉱業宛に一通の電信が発信された。送り主は藤井友吉、藤川喜太郎、高橋岩太郎三者連名である。電信の内容は、高良氏の言で在京中の藤本閑作より、台湾銀行が一二二万五〇〇〇円に減額して大蔵大臣に斡旋する、交渉を進めてよいか、確認の連絡が来たというものである。⁷²この要因は、一九三〇年十月二十四付で大倉鉱業が台湾銀行を相手取って訴訟を起こし、沖見初鉱区が係争事案となったため、交渉相手が債権者である台湾銀行と、同銀行へ影響力のある日本政府に拡大したことにあると思われる。裸一貫で国内有数の大炭鉱をつくり上げた創業型経営者だけに、大倉鉱業に対する足元を見透かすような買収条件の提示とあわせ、驚くべき行動力である。その後⁷³の書簡によれば、一九三〇年の十月末頃、藤本閑作は日本銀行の手を経⁷⁴て、井上準之助大蔵大臣に面会し、沖見初の譲受を希望した。東見初の希望としては、台銀に対し、買収金額として一二二万五〇〇〇円の申し出をおこなったとされる。その場で井上蔵相は確答せず、三日間の在京

を藤本に依頼した。その後、大臣から藤本に、「右の話ハ急に進展ハ六ヶ敷き旨通知」があったという。⁷⁵

以上のやり取りの後、東見初炭鉱による沖見初鉱区へのアプローチは、しばらくの間、資料上からはみられなくなる。

四―二 沖ノ山による買収計画と東見初の再交渉

蔵相の仲介による買収交渉が不成立となつてから、およそ半年後の一九三一年の早春の頃、渡邊祐策が沖見初炭鉱重役と会見したとの報道がなされた。会見で渡邊は、「病床に高座して縷々赤誠を披歴し、宇部市百年の大計、子孫安定の為とあれば、我が沖ノ山炭鉱を挙げて之が犠牲に供するも毫も遺憾とする所なしと、言々切々聲涙共に下り、深く某重役の心を動かし、即座に此事の完成を誓はしめた」とされる。⁷⁶ここに、沖見初鉱区の買収法人として正式に沖ノ山炭鉱が乗り出し、同坑による買収にむけて話が進められたのである。

沖ノ山による買収にあたっては、台湾銀行が抱える債権をどのように処理するのが問題となったようである。一九三一年五月五日付で、大崎新吉から皆川多三郎宛に送付された書簡⁷⁷によれば、五月五日、井上準之助蔵相から門野重九郎大倉組副頭取へ台湾銀行が求める条件が示され、ただちに島岡亮太郎大倉鉱業会長へ伝達された。その要旨は、沖ノ山炭鉱に債務を移行するにあたり、台湾銀行において債権の支払期限を一四年に延長することは承諾するが、宇部の鉱業資本家三名（渡邊祐策、高良宗七、藤本閑作）による個人保証に加えて、大倉組においても年賦金支払の保証を行って欲しい、とのことであった。沖ノ山が買収することになったにもかかわらず、同炭鉱では無位無官である東見初の藤本が保

証人に名を連ねていることから、法人としては沖ノ山炭鉱名義で買収しつつも、東見初炭鉱も、沖見初炭鉱の権利に対して何らかの含みを持たせることが水面下で合意されていた可能性がある。書簡に戻ると、台湾銀行からの、償還期限の合意にともなう大倉への保証要求に対し、大崎はつぎの五点を指摘している（以下、一九三一年五月五日付書簡の抜粋）。

- (一) 台銀ハ字部側の個人保証（渡邊、高良、藤本、三氏が個人保証をする話ありたる趣）以外に大倉にも保証させて安全を計り度しと考へ居る事、此れハ今後十四年もすれバ石炭ハ殆んど採掘し尽される故安全を計るために申出たる事と思ふ、
- (二) 大臣ハ直接監督者として台銀に押付けても承諾せしめ得る事と思ふもそれハ出来ぬらしい、
- (三) 大倉ハ面目問題もあり又保証と云ふ事に就てハ直ぐオイソレとハ応じ難き次第なり
- (四) 然し此点ハ大倉としてハ考慮の余地ハある事なりと小生ハ思ふ、島田頭取（島田茂・台湾銀行頭取…引用者）が十四五日頃に帰京する由依て頭取帰京セバ何とか折合ひて話が纏まる事と思ふ、即ち字部側に於て年限の点を讓歩するとか（例へバ十四ヶ年を十ヶ年程度に）、又ハ大倉の保証に代るに何かの方法を取るとか折合が付く事と思ふ、
- (五) 唯だ問題が九分通り以上迄来た処で又予想外の故障が起りしハ如何にも残念に候、高良氏に全部を打明ける事が問題にて此点余程考慮を要すべき事と存候、今之處島田頭取帰京の上ならでハ確定せぬ位に止め置くの外なきかと存候、或は■く長引く事

に高良氏ハ疑を抱くかとも考へ申候、然る時ハ高良氏ハ又上京して大臣と台銀との間を奔走して話を纏めるかの外無之事と存候、此点貴台に於てよく御判断之上御良案を立てられ当方へ御協議被下度く願上候（御意見ハ暗號電報にて御通知願上候）

大崎は、台湾銀行が字部の鉱業資本家に加えて大倉にも保証を求めるとは、「今後十四年もすれバ石炭ハ殆んど採掘し尽される」と考えていることが要因と述べている。台湾銀行側は、炭鉱業そのものに対してあまりよい印象を持つておらず、債権の回収にきわめてセンシティブな反応をみせていることが文面から読み取れる。この要因の少なからぬ部分は、大倉鉱業が沖見初炭鉱の開發に失敗したことにもあると推定される。こゝは字部資本側の責任とはいいがたい上、沖ノ山炭鉱は当時もとても成功している国内炭鉱のひとつであるため、台湾銀行側における炭鉱経営への無理解もあるように思われる。

書簡に戻れば、井上準之助は台湾銀行を承諾させることはできるものの、「それハ出来ぬ」と答えている。皆川の感触では、さらなる大倉は保証を行うことは、「面目問題もあり…直ぐオイソレとハ応じ難」いだらう、字部側において支払年限の短縮を考慮してもらえば、この条件の讓歩はあると思われるので、「高良氏ハ又上京して大臣と台銀との間を奔走して話を纏める」ことを期待している。したがって、台湾銀行の不信を招いた原因の一旦は大倉側にあるにもかかわらず、大倉はなるべく多くの責任を字部側へ投げる方向で社内内の調整を行ったといえるだろう。大崎からの書簡を受けて、五月十一日、皆川は保証金の折衝をおこなうため、大阪から字部へ訪問して、高良宗七と面談した。この面談について、

皆川はつぎの書簡をしたため、島岡亮太郎に送付している。

拝啓

去ル八日附弊書ヲ以テ御報告申上置候通り、一昨十日夜当地出發昨
十一日早朝宇部ニ参リ今朝帰阪仕候

予定ノ通り高良氏下面談、台銀ノ申出ニ付当方側事情ニ付キ出來ル
丈ケ詳細ニ説明致申候、高良氏ニ於テモ、若シ大倉側へ出ス金高（五
〇〇株丈ケ）ヲ減ジテ貰へバ、台銀ニ対スル年限モ短縮シ、誓テ台
銀側ヲ納メテ見セルト強行シ力説致サレ候へ共、小生トシテハ問題
トナラヌ事柄ニ有之候へバ、極力防戦、先方ノ主張ヲ押へ、結局ニ
〇〇〇株ヲ変更セズ高良氏自ラ上京シテ井上氏ト折衝シ、台銀トノ
話ヲ円満ニ落着サセル事ニ承諾致シ■■申候

右ニ付、渡辺シノ意見モ徴シ宇部側態度ヲ決定シテ貰フ様〔被度〕
致申候処（渡辺氏ハ人ニ面会スレバ直チニ病氣ニ悪イトノ話ニ付、
小生ハ遠慮シテ差控へ申候）、早速渡辺氏ト協議ノ結果、小生ノ主張
ヲ容レラレタル由ニ御座候、就テハ高良氏ト相談ノ上

「宇部承知シタ十七日立ツ（宇部ヲ）高良皆川」

ト架電御報告申上置キタル次第第二御座候

高良氏ハ、島田頭取ノ帰京ヲ待タザレバ問題解決困難ナラント申居
ラレ候へ共、小生ハ、井上氏ニ対シ高良氏ガ今一息押シテ見テ、沖
ノ山及ビ宇部側三氏ノ個人保証アルモ猶ホ不足ナレバ之ニ対応スル
條件ヲ付シテハ如何、即チ台銀ノ云フガ如ク、若シ期限内ニ沖ノ山
ガ営業不能若クハ停止其他ノ原因ニ由リ年賦ノ支払困難トナリタル
際ハ、右三氏ニテ残金金額ヲ速時ニ決済スルト云フ條項ヲ入レルカ、

保証金（公債カ何カデ）ヲ入レルカ、台銀ニ対シ沖ノ山ヨリ定期預
金デモスルカ、要スルニ台銀ガ安心ノ行ク方法ヲ講ジテハ如何ト進
言致シ申候処、之レニ対シ高良氏ハ、Yasuhikoノ言明ヲ避ケラレ申候
へ共、之等ノ点ニ就テハ渡辺氏ト充分意見ヲ交換サレタル上、上京
セラル、事ニ決定セラレシ事ト存申候、高良氏今回ノ上京ハ貴方ト
本契約調印モ済マス覚悟ヲ以テセラレタシト進言致申候処、沖ノ山
ヨリ高良氏（沖ノ山取締役）ニ宛テタル委任状ヲ持参サル、事ニ渡
辺氏ト話合ヒ付キタル由ニ御座候、此委任状ノ形式ニテ果タシテ適
方ニ御座候や、貴方ニ於テモ一応御研究ナシ置キ被下度候
前述ノ通り、高良氏ハ島田頭取ノ不在ヲ非常ニ心配致シ居ラレ候ニ
付キ、門野副頭取ニ御依頼致サレ、前以テ井上氏ト下相談ノ上井上
氏対高良氏ノ交渉ニテ台銀側ヲ納メ得ラル、様研究ト準備ヲ為シ置
キ被下度、折入ツテ御頼申上候。不取敢右御報告旁々御依頼迄。小
生等着京日取ハ本月十九日朝ノ予定ニ候。此書面重役席御三名ノ外
ハ極秘ニ頼上候

以上^⑥

面談において、高良は年賦金の支払期間を短縮するかわりに、大倉側
へ買収金の一部として差し出す沖ノ山炭鉱の株式を減少させる、との対
案を提示したが、皆川は「極力防戦」し、高良が上京し、井上蔵相と折
衝することで、台銀との話をまとめて欲しいと要請した。渡邊祐策もこ
の主張を受け入れ、十七日に、高良・皆川が上京することにまとまった。
皆川は、沖ノ山が営業不能になった場合ただちに残金を渡邊・高良・藤
本が決済する、保証金を入れる、台銀に沖ノ山が定期預金を入れるなど

の追加条件を台銀に示したらどうかとの提案を行ったが、その可否について、十一日の時点では高良は言明をしなかったという。

その後、一九三一年五月三十日付の『宇部時報』で、沖見初炭鉱を沖ノ山炭鉱が取得することが報道された。情報源は、藤本閑作・高良宗七による新聞通信社への結果・経過報告であり、渡邊は宇部で待機しつつ、日本政府への交渉は高良と藤本が共同で行ったとみられる。ここでも藤本が出てきていることから、東見初も何らかの形で利権を絡ませる形での買収交渉であったことが推認される。以下、新聞報道を参照しながら買収の経過をみよう。⁽⁷⁾

「沖見初炭坑の事業中止がその半面において宇部炭田の将来に向つて何者かのヒントを与ふるものであると認め、心ひそかに其機会を伺ひつ、あつた」高良宗七と大倉商事の皆川多三郎が会見をし、沖見初炭鉱を宇部資本が買い入れるという方向で進んだ。その後、渡邊祐策、藤本閑作の所見も一致し、高良宗七が上京し、大倉鉱業会長の島岡亮太郎氏との間に「隔意なき協議が進められ」、①大倉鉱業・台湾銀行という大規模法人が係争中であること、②訴訟の金額が二二五万円に達する事案であることから、「仲裁の役は尋常人の手では困難と見らる、」ため、井上準之助蔵相に救済を依頼することとなった。「その間の登場人物には福原男（福原俊丸・旧宇部領主……引用者）あり、大倉内閣の副総理門野重九郎氏あり、前大蔵次官（政務次官……引用者）小川郷太郎氏あり、高良氏が井上蔵相を官邸に訪問し、第一回の会見で「首尾よく蔵相を説き伏せ、居中調停の労を執つて貰ふこと、なつた」。その後、高良が藤本閑作と共に「百万奔走」の結果、井上蔵相との間に契約が成立した。主要条件は、つぎの二ヶ条である。

- 一、大倉鉱業より台湾銀行に支払ふべき金額百四十万円は、宇部側において之を引受け、これが支払方法はこれを年賦とする、即ち昭和七年より向ふ十年間即昭和十六年までに百二十万円を年賦で償還し、別に一時金二十万円を支払ふべきこと
- 二、大倉鉱業株式会社に対しては、沖ノ山炭鉱二千株（一株百八十円）を宇部側より提供してこれに報ゆること

これによれば、台湾銀行に対する年賦金の支払方法を、一四年から一〇年に短縮し、当初案から宇部側が譲歩したようである。その上で、宇部側は総額一七六万円（そのうち大倉に対しては、沖ノ山株をもって三六万円を支払う）で、沖見初炭鉱を譲り受けることが決まった。表面の責任者は沖ノ山炭鉱渡邊祐策、保証人として藤本閑作、高良宗七が立つことになり、蔵相からは、「地方鉱業の整理は国家の為に祝すべし」との挨拶があつたという。

ところがその後、沖ノ山炭鉱による買収は頓挫する。新聞報道を要約すると、理由は以下の二点であつた。⁽⁸⁾

- 渡邊祐策が高良氏に全権を委任して交渉にあつた際、同鉱区は隣接する東見初炭鉱が買収して事業を延長するのが至当であるが、東見初側においてその意思がないため、沖ノ山側で買収すべしと決意したただけであつた。しかし、井上蔵相を介して交渉を進めるにあたり、藤本閑作がこれに参加して、沖ノ山炭鉱と東見初炭鉱の合同を前提として沖見初炭鉱の買収契約が結ばれた。これは、沖ノ山炭鉱頭取である渡邊の素志ではない。

• 宇部炭田の大合同は、地方としての理想ではあることは相違ない。し

かし、事実問題として、経営上・人事上において容易ならざる大変革であり、急激にこれを断行することは、不可能と見るのが至当である。

高良宗七は宇部炭田合同論者であるだけではなく、沖ノ山取締役の重鎮でもあったが、上記二点の問題点重役会で指摘され、「意見が闘はされた結果、重役の多数は買取と合同を切り離すべきを至当と認め、又渡邊社長としても元来が沖見初鋳区は東見初に合併して鋳寿を延長するのが至当であるから、今日不自然なる合同即行に進むよりも、一先づ東見初側に単独買取の機会を与ふべく一応手を引くに如かず」と決意したとされる。

これまでの書簡をみる限りでは、渡邊は、沖ノ山と東見初の合同を視野に入れた沖見初鋳区の買取に同意していたのではないかと思われるし、渡邊の同意がなくては、高良も東見初との合同という経営の根幹にかかわる事項について、勝手な動きはできなかつたとみるのが自然である。そのため、対内的なことは不明であるが、対外的（重役会外）なことを考慮し、渡邊が、俵田明を筆頭とする重役会での反対意見を優先するという判断をしつつ、買取交渉の責任を高良一人がかぶり、渡邊を中立的な立場に位置付けることで、問題の拡大を最小限に食い止め、つぎのシナリオにつなげようとしたのではないだろうか。

その後、一九三一年六月十四日に、島岡亮太郎に向けて皆川多三郎から以下の書簡が作成されている。

…新聞ニテ御承知ノ通り、宇部側ニ於テ色々込ミ入りタル事情アル為メ、大倉対沖ノ山契約名義ヲ東見初ニ変更希望ノ件ハ事実ナルコトヲ確メ申候、小生事去ル十一日宇部ニ参リ俵田専務ト懇談ヲ遂ゲ

其経緯ニ付ケ詳細聴取致申候処、東見初合併ヲ条件トスル買取ナレ

バ沖ノ山トシテ将来種々困難ナル面倒ヲ起ス恐アリ、此際寧ロ沖見初買取ヲ熱望シ居ル東見初ニ譲渡スル方宇部平和ノ為メ有意義ナリトノ主旨ノ下ニ渡邊社長ハ直接藤本氏ニ対シ懇談サレ、藤本氏ハ渡邊氏ノ厚意ヲ謝スルト同時ニ引受ヲ快諾サレタル由ニ御座候

大倉トシテハ高良氏ヲ代理人ト認め、沖ノ山ト売買契約ヲ締結セシモノナレバ、宇部側ノ事情ニ由ルトハ云へ、左様容易ニ譲渡出来ルモノカ否ヤ、台銀其他訟訴関係ノ事モアル故原契約通り履行セラレ、平地ニ波瀾ヲ起サレヌ様懇々申出候へ共、右表面ノ理由ト裏面ニ横ハル種々ナル問題ノ為メ、仲々応諾セズ、高良氏対俵田氏間ノ意志大分疎隔シ居ルヲ観取致申候、就テハ小生ガ間ニ立チ何トカ調停出来ヌモノカト存ジ、両氏ノ間ヲ往復シ、遂ニ両氏ガ膝ヲ交ヘ談合致サレル迄デニ斡旋致申候へ共、遂ニ正面衝突ト相成タル次第ニ御座候、右両氏会见前此結果ヲ予想致シ申候ニ付、不取敢去る十一日左ノ通り架電致置タル次第ニ御座候

俵田氏ト詳細話シタ、宇部側ノ経緯ハ兎モ角トシテ、契約原案通りニ履行サレル事ヲ懇願シタ、俵田氏ハ当方ノ主張ヲ了解シタ模様ナリ、明日朝小生ハ俵田氏ト同行渡邊氏ヲ訪問シ極力考へ直シテ貰フ様尽力スル積リ、然シ宇部側ノ事情非常ニ複雑シテ居ル為メ、今ノ処成否不明ナリ其結果ハ何レ後報スル 皆川

東見初ニ名義変更ノ件ハ、縦令東京幹部ニ於テ異存ナキニセヨ、台銀其他ノ問題モアリ、且ツ大倉ガ沖ノ山ノ株式ヲ譲受ケルコトハ如何ナ者カ、若シ大倉側ヨリ右沖ノ山株式ノ代ハリニ現金ニテ貰ヒ受ケザレバ名目立タヌト申出タル場合ハ如何ナル処置ニ出ラレ、ヤト

高良氏ノ意ヲ探リ申候処、台銀ノ方ハ藤本氏ニ於テ最后ハ現金払ヲ覚悟シ居ル故、此際此上大倉へ現金ヲ出スコトト一方ナラズ苦痛ヲ増ス故、其内時機ヲ見テ右株式ヲ現金ニ引換ヘル内約ノ下ニ進ンデハ如何カト高良氏ハ申居ラレ候、右現金引換ノ際ニ於ケル比率等ニ付テハ何等打合ハセ為サ、リシ次第ニ候へ共、小生ハ卅六万円ヲ基準トスルヲ正当ト存居候、何レニ致セ、高良藤本両氏来ル十七日宇部出発、貴方並ニ台銀ト折衝致度旨申居ラレ候ニ付、其節貴地ニ於テ懇談致サル、方万事好都合ト存申候

高良氏ハ藤本氏ト会见シタ上帰阪シテハ如何カトノ御趣意有之候へ共、目下宇部側ニ於テ新聞記者ノ嚴重ナル環視モ有之、且ツ貴方側ノ御意向モ定ラヌ折柄、右面会ハ謝絶致シ万事懸案ノ形ニテ立チ帰り申候

御承知ノ通り、沖ノ山ニ於テモ沖見初ヲ心中買取致シ度為メ、種々流言ヲ放チ大倉か東見初ニ行クコトヲ防碍致居候ニ付キ、貴方ニ於テモ其積リニテ万事極秘ニ付シ、何レカへ御決定被下度折入ツテ御頼申候、就テハ去ル十三日別紙同封ノ通り架電御報告申上置候、貴方ヨリノ御返事ハ小生カ又ハ宇部高良氏へ直接御発電被下度御頼申上候

忽々⁽⁷⁾

書簡によれば、沖ノ山炭鉱による買取が取りやめとなったのは、新聞報道の通り、重役会で東見初炭鉱との合併が条件となつてゐることが、問題視されたためであることがわかる。これを受けて渡邊は、「東見初ニ譲渡スル方宇部平和ノ為メ有意義ナリトノ主旨ノ下」、直接藤本と懇談

し、「藤本氏ハ渡辺氏ノ厚意ヲ謝スルト同時ニ引受ヲ快諾」した。沖ノ山による買取は一転、東見初による買取にふたたび舵を切つたのである。

これに対し大倉は、「原契約通り履行」を求め、皆川が高良と俵田との間に入り、「両氏が膝ヲ交へ談合致サレル迄デニ斡旋」するところまで調整したが、「遂ニ正面衝突ト」なり、決裂してしまつた。東見初に売却主体が移行すること自体に、かりに大倉が同意したとしても、台湾銀行との関係、売却資金の一部を沖ノ山株で受領などの諸問題をどのように処理するのか、皆川は想像がつかかつたようである。これに対し高良は、「台銀ノ方ハ藤本氏ニ於テ最后ハ現金払ヲ覚悟」している、「沖ノ山炭鉱……引用者」株式ヲ現金ニ引換ヘル内約ノ下ニ進ンデハ如何」と答え、六月十七日に高良・藤本が上京し、島岡とともに台湾銀行と折衝を行いたい、と皆川に伝えたときされる。この、大倉鉱業に対する買取の対価を、沖ノ山炭鉱株からその価値相当額の現金で支払う、という高良の提案は大倉において受け入れられたようである。その二日後、皆川から島岡に對し、つぎの書簡が作成された。

大倉ガ譲リ受クル沖ノ山株式ノ代ハリニ此際現金ヲ以テ貴方へ支払フ事、或ハ困難ヲ感ゼヌヤモ不知候、然シ藤本氏モアノ性質ニ有之候へバ、迂余曲折ヲ経ザレバ仲々承服致サヌ事ト被存申候、若シ出來ル事ナレバ井上蔵相ノ手ヲ籍リ、沖ノ山株式ヲ大倉ニ譲渡スルハ蔵相ヨリ見テ一寸不自然ノ様見受ケラル、故、現金ニテ払テハ如何カト右両氏ニ對シ蔵相ヨリ一言御注意被下候様、前以テ蔵相ト御打合セ置被下候ハ、案外容易ニ解決致スカト愚考仕候⁽⁸⁾

書簡では、株式を現金に変換して大倉に支払うという案に対し、新たに買取主体となった藤本閑作への不信感と、その対策に紙幅が割かれている。藤本に対しては、「藤本氏モアノ性質ニ有之候へバ、迂余曲折ヲ経ザレバ仲々承服致サヌ事ト被存申候」と述べ、円滑に売却を成立させるため、「沖ノ山株式ヲ大倉ニ譲渡スルハ蔵相ヨリ見テ一寸不自然ノ様見受ケラル、故、現金ニテ払テハ如何カト右両氏ニ対シ蔵相ヨリ一言御注意被下候様、前以テ蔵相ト御打合せ置被下候」と、藤本対策として、井上準之助への根回しを助言している。

その後、藤本・高良が上京し、大倉組と台湾銀行との間に折衝が進められた。新聞では六月二十二日に、「井上蔵相を中心に台銀、大倉の巨頭ならびに藤本、高良両氏の会合が行はれる模様である」と報道されている。また、一方で、沖ノ山炭鉱専務の俵田明も上京し、井上蔵相、大倉、台銀の首脳部と会見し、沖ノ山炭鉱の立場や主張について、「釈明に努⁽⁸¹⁾めた。そして六月二十三日、東見初炭鉱と大倉との間に沖見初炭鉱買取の契約が結ばれ、翌六月二十四日に、台湾銀行との間に債務支払の契約が締結された。その要点は、①一切は以前の条件を踏襲する形式で買取契約を結ぶ、②沖ノ山株二〇〇〇株提供の条項は東見初においてこれを買収する形式をもって現金で大倉に支払う、③年賦償還による一四〇万円は一時払いを併用して利子相当分を控除する⁽⁸²⁾、の三点であった。

その後の新聞報道で、具体的な買取のやり取りと、確定金額が掲載されているので、要約しておきたい。まず、宇部側は買取交渉は上京が決まった時点で成立するとみなしていたようである。そのため、高良・藤本は、沖ノ山炭鉱株二〇〇〇株と二〇〇万円の現金を所持して、上京していたとされる。

大倉側は、沖ノ山炭鉱株の現金交換を求め、高良・藤本ともこれに同意した。取引に際しては、株の建値を定める必要があったが、三一年六月時点で沖の山炭鉱株は昭和恐慌によって値下がりしていたようであり、大倉側はどこまでも額面通り一株一八〇円で買戻すよう求め、高良・藤本は、中値が一六六円なので、一四円も開きがあつては応じかねると、種々協議が行われた。最終的に金利その他を考慮に入れ、支払い方法によって額面と一致させるように計らうこととなり、三六万円のうち一〇万円を即金で支払い、残り二六万円は、明年九月に支払うこととして大倉との交渉は成立した。

続いて、台湾銀行との契約に移った。今回の買取契約は、前回の契約を踏襲する形式となつていたため、二〇万円を即金とし、残り一二〇万円を年賦償還とする支払い条件に、当初変更はなかった。しかし、双方の折衝がおこなわれ、二〇万円の即金は別とし、一二〇万円の年賦償還を一時払いとすることで話が纏まり、六分の利子で割引計算した八六万円のうち、五〇万円を即金、残り三六万円を手形で決済することになった。合意にもとづき、条件中の即金二〇万円と、割引計算による一時払いの五〇万円の、あわせて七〇万円を即座に支払い、残り三六万円を手形とすることで、台銀との契約も「スラスラと片付⁽⁸³⁾いたとされる。

以上のことから、東見初は最終的に総額一四二万円で沖見初炭鉱を買収したことになる。買い手側からみた場合、この価格は、一九三〇年十月末に台湾銀行から大蔵大臣への斡旋金額として提示され、最終的に破談となつた一二二万五〇〇〇円よりも二〇万円弱高いものであるが、それから大幅にかい離れた金額でもなく、大倉鉱業による台湾銀行からの落札代金を三六・九%も下回っている。売り手側から見ると、買取内容

は、「売急いでみた」(沖ノ山炭鉱取締役談) 大倉鉱業に対し、早期に契約を取り交わして区切りをつけさせ、大倉以上の債権を有し、炭鉱企業の年賦支払いをデフォルトリスクが高いと考えている台湾銀行を、確実に満足させるものであった。

買取が成立したことに對し、東見初の新田宇一は、「今回の買談成立に關しては、どこまでも渡邊翁の温かい御好意と高良氏の御尽力に依るものと深く感謝してゐます：取敢ず国吉さんを頭取代理とし、今朝渡邊翁を緒宅に訪ひ呉々も厚き御好意に對して御礼を申上げ、更に高良氏のお留守宅へも一言御礼を申上げて置いた次第です：渡邊翁の御徳に報ゆるためにも今後経営の方針を過らず地方鉱業界のため善所(せんと)したいと思つてゐます」と渡邊・高良に感謝の意を述べている。一方、沖ノ山の村田義夫取締役は、「沖ノ山としても東見初でお買ひにならぬ場合は何んとか方法があつたようにも聴いてゐました」とも述べており、沖ノ山は破談した場合のシナリオを用意していたようであるが、法人としては東見初炭鉱が買取することになり、ここに、紆余曲折の連続であつた外部資本による沖見初鉱区の開發が、宇部資本の手で継続されることになつたのである。本論を終えるにあたり、六月二十六日に來宇し、二十七日に東見初炭鉱重役への引き継ぎを終えた、大倉鉱業の元沖見初炭鉱次長・高橋岩太郎による地元新聞への談話を引用してしめることにしたい。

私としては感慨無量なものがあつて、敗軍の將兵を語らずで、鈴木から引受けてから休業するまで幾多の難問に処して、遂にあつたこと、なつたに就ては今更何も語りたくありません、今回の引継も是非私でなければならぬと云ふこともありませんが、出来る

だけ避けたいとは思つたのですが、会社の命で已むなく来た次第です、今引継を了し過去を追憶してみると何かなしに感傷的な気持ちも浮んで来るといふものです、たゞ今後東見初に嫁入りしたこの坑区が所謂家風に合つて立派な収穫をあげて呉れるやうに切に祈るのみです⁽⁸⁵⁾

おわりに

最後に、宇部炭田の側から今後の課題と論点を簡単に示すことで、総括にかえたい。

重要かつ不明な部分は、つぎの点に集約される。すなわち、沖見初鉱区はなぜ宇部資本ではなく、外部資本による経営が行われ続けたのかという点である。というのも、歴史的にみると、宇部地域の鉱区開發に對して、宇部資本(それを支える地域社会)は強い関心と執着を持つていたためである。開發当初、沖見初鉱区に手をつけた藤井保は、宇部共同議會や達聰会には名前が見出せず、地域コミュニティの外部に位置する人物である。本来であれば、いち早く在來の宇部人が試掘申請をしてもよいはずである。

一方、鉱区の寿命を延長させるためには、鉱区面積の拡大が基礎条件のひとつとなるが、隣接炭鉱の東見初はなかなか進出していない。以下は推測であるが、一九二六年は、まだ宇部炭の炭価が大きく上昇しておらず、東見初としては藤井保との共同経営に乗り出すだけの資本蓄積がなかつたのかもしれない。また、高良家の「金銭出納帳」によれば、一九二一年から一九二五年まで、東見初炭からの配当収入が見出せないた

め、二〇年代半ばの時点では買取するだけの余力がなかった可能性もある。しかし、鈴木商店による炭鉱経営が行き詰りはじめ、売却の観測が流れ始めていた一九二六年六月に、東見初炭鉱株の時価は、払込価格二五〇円に対して一八五〇円となっており、資金調達は不可能ではなかったと読み取ることもできる。もし資金調達が可能であれば、四〇〇万坪を超える隣接鉱区に飛びつかない理由がない。また、かりに東見初に余力がなかったとしても、沖ノ山炭鉱や渡邊祐策は潤沢な資金を保有しており、藤井保が共同経営を持ちかけてきた大正初期の時点でも、おそらく買取は可能であったはずである。

直接的な資料がないため、仮説の域を出ないことを前提に述べれば、宇部の炭鉱主たちは宇部東部の沖合に位置する鉱区の状態が良くないことを、すでに知っていたのではないだろうか。その時期については、藤井保による試掘申請がなされた、一九一〇年以前の可能性も排除できない。実際、一九三〇年までの沖見初鉱区は、採炭条件が良くなく、高コストに苦しんでおり、一九二七年の時点を見た場合でも、鈴木商店の経営期に鉱区開発に手間取ったことは宇部炭田では広まっている。

それでは、一九三〇年になってなぜ、沖ノ山や東見初が食指を動かさ始めたのか。確固たるエビデンスは用意できないが、数値の面からみれば、時代を経るにつれて鉱区の評価が下がり、採掘条件と値段が折り合ったということもあるだろう。地理的条件からみると、東見初としては、西側の境界線には沖ノ山があり、鉱区寿命の延長方法は東に出ていくしかなく、逆からみれば、沖ノ山も、これ以上東に出てくことが不可能なのは同じ条件であった。そこに高良の「宇部炭鉱大合同論」が意味を持つようになり、合併の踏み台として、沖見初鉱区の重要性が増した

のかもしれない。特に、鉱区の寿命が尽きるということについては、第一次大戦期の頃から地域社会の共通課題となっており、次世代につなぐ製造業を育成するためにも、現在稼行している大規模炭鉱の採炭年数を、可能な限り延長することが必要であった。

東見初買取後の沖見初鉱区については、現時点で資料がない。一九三二年九月に、大崎新吉に高良宗七が送付した、大倉への最終納金を報告した書簡では、「石炭も何等の異情なく、より以上の優良なる炭層にて、社員一同忸居り候」と書かれているので、炭層の状態は改善したのかもしれないが、買取交渉で労をとった大崎に対する社交辞令の可能性もあり、正確なことはさらなる調査が必要である。

一九四二年、沖ノ山炭鉱は関連会社と合併して、宇部興産株式会社へ改組する。その二年後、一九四四年に、東見初炭鉱は宇部興産に吸収合併され、ここに沖ノ山・東見初・沖見初の鉱区が、ひとつの法人の下に採掘されることになった。当時の宇部興産社長は、かつて沖ノ山と東見初の合併に反対した俵田明であり、一〇年以上の歳月をかけた後に、高良宗七の悲願であった「宇部炭鉱大合同」が、主要海底鉱区で実現することになったのである。

付記

本稿は、二〇一七年九月に開催された政治経済学・経済史学会九州部会（九州大学）の報告を加筆・修正したものである。当日は会員の先生方から多くの貴重なコメントをいただくとともに、九州大学の北澤満先生から石炭産業史・財閥史の側面より有益なアドバイスをいただいた。本稿で使用している大倉財閥資料の閲覧に際しては、東京経済大学附属図書館にお世話になり、同大学の

村上勝彦先生から多くのご厚意をいただいた。難読字の解説にあたっては、鹿児島大学金井静香先生と橋口正樹氏からご協力をいただいた。この場をかりまして深く感謝申し上げます。なお本稿は、平成二十六年八月二十八年度科学研究費補助金(若手研究B、課題番号・二二七七八〇一九五)による成果の一部である。

注

- (1) 北澤満「戦間期日本石炭産業におけるM&A」社会経済史学会九州部会(宮崎大学、二〇二二年七月七日)。また、学会に出席していないので内容は把握できていないが、同氏は「両大戦期における炭鉱買収」経営史学会第五二回全国大会(中央大学、二〇一六年十月八日)という報告も行っている。
- (2) 中村青志「一九八〇」『経営史学』第一五巻第三号、五八頁による。
- (3) 「福岡鉱務署管内鉱区一覧」(福岡鉱務署、一九一一年、一九一二年、農商務省鉱山局、一九一七年)。
- (4) 「六年間の奮闘後漸く愁眉を開く沖見初炭鉱の開坑」(藤井保自身が述べた回顧)『宇部時報』一九二二年十月二日。以下、『宇部時報』はすべて宇部市立図書館所蔵。
- (5) 脚注四に同じ。
- (6) 「沖見初炭鉱成立」『宇部時報』一九一六年八月十五日。
- (7) 一九二四年七月の帝国炭業において、二〇〇株以上保有した株主の持株総数は三九万六九〇〇株(総株数の九九・二%)であり、そのうち鈴木商店系(推測されるものも含む)の株数は二五万七六六七株(総株数の六四・四%、二〇〇株以上の六四・九%)であるが、鈴木商店系の二〇〇株以上株主は鈴木合名、日本金属、日本商業といった鈴木系の法人出資が一九万二六〇五株、残りの六万五〇六二株は長崎英造、西岡貞太郎、石田亀一な

ど総計二二名にわたる鈴木商店社員が株主となっている。以上「自大正十二年十二月一日至大正十三年五月卅一日第拾回営業報告書 帝国炭業株式会社」(帝国炭業株式会社、一九二四年七月三十一日)による。

- (8) 「沖見初創立総会」『宇部時報』一九一六年九月二十五日。
- (9) 「沖見初炭鉱買収事業目論見書」『沖見初炭鉱買収事業目論見書、仮契約書、事業経過報告書、調査報告、意見書、その他』(大倉鉱業四六・三一、一、東京経済大学所蔵)所収。
- (10) 「沖見初炭鉱進捗」『宇部時報』一九一八年六月九日。
- (11) 「沖見初炭鉱縮小に就いて」『宇部時報』一九二〇年八月二十二日。
- (12) 「六年間の奮闘後漸く愁眉を開く沖見初炭鉱の開坑」『宇部時報』一九二一年十月二日。
- (13) 「更に五十万円の沖見初の増資」『宇部時報』一九二二年十一月一日。
- (14) 「自大正十一年十月一日至大正十二年三月三十一日第拾四回営業報告書 沖見初炭坑株式会社」(沖見初炭鉱株式会社、一九二三年四月三十日)。以下、本文「」内の資料引用は、それぞれの年度の『営業報告書』を抜粋したものである。
- (15) その後、藤井保は宇部炭田の西側に位置する小野田で大八炭鉱を創業している。「大八炭鉱」『宇部時報』一九二三年三月一日。
- (16) ここで指摘する採掘条件とは、資料の記述を総合的に考慮し、炭層の賦存状況、坑道の維持、断層の掘削をはじめとする鉱区の開発など、主として自然条件のことを指している。ただし、あくまで現時点の資料で指摘可能なものがその部分(自然条件)のみということであり、労賃や労働者の労率、機械化など、その他の諸条件については今後の課題としたい。
- (17) 前掲『第拾四回営業報告書』。
- (18) 「自大正十二年四月一日至大正十二年九月三十日第拾五回営業報告書 沖見初炭坑株式会社」(沖見初炭鉱株式会社、一九二三年十月三十日)。

(19) 『大正十三年四月三十日第拾六回營業報告書沖見初炭坑株式会社』(沖見初炭鉱株式会社、一九二四年四月三十日)。

(20) 『自大正十三年四月一日至大正十四年三月卅一日第拾七回營業報告書沖見初炭坑株式会社』(沖見初炭鉱株式会社、一九二五年五月二十日)。本年度より、決算期の単位が半年から一年となった。

(21) 『自大正拾四年四月一日至大正十五年三月卅一日第拾八回營業報告書沖見初炭坑株式会社』(沖見初炭鉱株式会社、一九二六年五月二十七日)。

(22) 前掲『第拾八回營業報告書』。

(23) 「雲を掴むが如き両炭鉱合同説」『宇部時報』一九二六年十二月十六日。

(24) 「今は立消えとなつた沖見初の買山説」『宇部時報』一九二七年五月二十一日。

(25) 「疑問の雲に包まれた沖見初炭鉱の今後に歩む途」『宇部時報』一九二七年五月二十六日。

(26) 「進退兩難の窮地に立つた沖見初炭鉱は当分は現状維持か」『宇部時報』一九二七年七月三十一日。

(27) 「訴状」(一九三〇年十月作成)『沖見初炭坑買取に関する大倉鉱業・台湾銀行係争事件関係』(大倉鉱業四六一三―五、東京経済大学所蔵) 所収。

(28) 「答弁書」四四〇七號(一九三〇年)前掲『係争事件関係』(大倉鉱業四六一三―五、東京経済大学所蔵) 所収。

(29) 以上、池尻正から大倉鉱業に至る売却交渉の過程は「台湾銀行整理不正事案ノ真相ヲ国民諸君ニ告ク」前掲『係争事件関係』(大倉鉱業四六一三―五、東京経済大学所蔵) 所収に基づくものである。

(30) 以下の記述は「沖見初炭鉱引受に至る迄の経緯」『沖見初炭鉱買取事業目論見書、仮契約書、事業経過報告書、調査報告、意見書、その他』(大倉鉱業四六一三―一、東京経済大学所蔵) 所収による。本文中「」内の引用も同資料の抜粋である。

(31) 門野は大倉財閥の重鎮であり、大倉組副頭取のほか、大倉傘下の諸会社役員を務めており、大倉土木、大倉商事会長のほか、入山探炭社長、大倉鉱業取締役など、炭鉱関係事業にもかかわっていた。以上、『人事興信録』第九版(人事興信所、一九三一年)による。

(32) 『第拾五期營業報告書』(大濱炭鉱株式会社、一九二七年)。同資料によれば、大濱炭鉱は大倉鉱業の直営炭鉱ではなく、株式会社組織を採用し、総株数一万株のうち大倉鉱業株式会社取締役会長・門野重九郎(門野の前は大倉鉱業株式会社取締役・大倉喜八郎名義)で五七七五株を保有することで経営権を行使した炭鉱(一九二七年時)であったようである。

(33) 「宇部名鑑」『宇部時報』一九一八年一月一日。

(34) 『福岡鉱務所管内鉱区一覽』(福岡鉱務署、一九二四年)。

(35) 「宇部名鑑」『宇部時報』一九一七年一月一日。

(36) 一九二三年における宇部自動車商会の役員をみると、取締役は宇部の在来鉱業資本家ではない人物が務めているが、相談役に高良宗七、藤井友吉といたった宇部地域の有力者が就任している(「宇部自動車商会第三期決算広告」『宇部時報』一九二三年五月二十七日)。宇部自動車商会は、その後一九二六年に、宇部自動車株式会社に改組したようである。一九三一年時点では、宇部自動車の相談役は引き続き高良宗七が務めており、その他の取締役は松本金吾、金野藤衛、竹中雪藏、西村宇吉など宇部地域の有力者が就任するなどの変化があり、株主も宇部炭田の有力株主が出資していることが確認される(『第九期營業報告書』宇部自動車株式会社、一九三二年、宇部市立図書館所蔵)。

(37) 本文における職位は『第参拾五回日本全国諸会社役員録』(商業興信所、一九二七年)による。大倉側の資料では阿部としか記載がない。『人事興信録』第九版(人事興信所、一九三一年)によれば、三一年には大倉鉱業取締役のほか、大濱炭鉱専務取締役、入山探炭監査役を兼務しており、大倉

財閥の鉱業部門でキャリアを積んだ人物である。

- (38) 本文における職位は『第參拾五回日本全国諸会社役員録』（商業興信所、一九二七年）による。資料では漆野としか記載がない。本文における漆野佐一郎の職位・兼任企業名については『人事興信録』第九版（人事興信所、一九三一年）によれば、三二年には大倉鉱業、入山採炭のほか、大濱炭鉱株式会社取締役も務めており、阿部と同じく大倉財閥の鉱業部門でキャリアを積んだ人物である。

- (39) 以上、台湾銀行・日本銀行と石本・伊藤組のやり取りは、前掲「台湾銀行整理不正事実ノ真相ヲ国民諸君ニ告ク」前掲「係争事件關係」（大倉鉱業四六一三―五、東京経済大学所蔵）所収による。なお、同資料によれば、石本・伊藤組が「果シテ然ラハ他ノ有利ノ二者ハ弄ハレテ、台銀ハ窃カニ大倉ニ決定ヲ与ヘシモノナリヤ」と質問した際、「窃カニトハ如何、人格ニ關スル言辭ヲ弄スル人士トハ問答ノ要ナシト、卓ヲ叩キテ立テリ」とされる。
- (40) 前掲「沖見初炭鉱買収事業目論見書」『沖見初炭鉱買収事業目論見書、仮契約書、事業経過報告書、調査報告、意見書、その他』（大倉鉱業四六一三―一、東京経済大学所蔵）所収。

- (41) 以下、「沖見初炭鉱事業経過報告書」（沖見初炭鉱所長漆野佐一郎一九三〇年四月）前掲「沖見初炭鉱買収事業目論見書、仮契約書、事業経過報告書、調査報告、意見書、その他」（大倉鉱業四六一三―一、東京経済大学所蔵）所収による。

- (42) 前掲「沖見初炭鉱事業経過報告書」によれば、「中硬ノアル炭層ヲ採掘スル場合ニ於テハ、其厚サ一尺ナレバ一屯ノ石ヲ採掘スルニ〇・四屯ノ中硬ヲ取り扱ハザル可ラズ、而モ採炭作業中石炭ト中硬トハ混合シ易キヲ以テ之ヲ撰別スル勞力亦尠カラズ、從テ中硬ノ為ニ能率ノ減少スルコト甚大ナリ、又其厚サ二尺ニ達スレバ、一屯ノ石炭ニ対シテハ〇・八屯ノ中硬ヲ取り扱フコトナリ、中硬二尺五ニ達スレバ上磐ノ低下、下磐ノ膨脹ノ為ニ

全層ノ採炭ハ不可能トナル、此ニ於テ中硬二尺五寸以上ノモノニ対シテハ別ノ採掘方法ヲトラザル可ラズ：（中略）：中硬ノアル炭層ニ開削スル坑道ノ掘進能率ハ中硬ナキ炭層ノ其ニ比シテ遙ニ不良ニシテ、中硬ハ風化作用ヲ受クル事甚シキヲ以テ中硬ノアル炭層中ニ開削セル坑道ハ上下左右ヨリ圧縮セラルルコト多シ、從テ修繕費大ナリ」とされている。

- (43) 以下、「試錐柱状図改竄を知るに至りたる経路」前掲「沖見初炭鉱買収事業目論見書、仮契約書、事業経過報告書、調査報告、意見書、その他」（大倉鉱業四六一三―一、東京経済大学所蔵）所収による。

- (44) 以下、個人名の部分はアルファベットに改変した。「」で表記している資料引用部分の個人名も、筆者がアルファベットに改変したものである。Aは漆野を訪れBとCの告白を申し出た理由を「秘シ置クハ情義ニ濟マヌ様ナ氣ガスル」ためと述べたとされる。

- (45) 「訴状」（東京地方裁判所宛、大倉鉱業代理人作成）『沖見初炭坑買収に関する大倉鉱業・台湾銀行係争事件見解』（大倉鉱業四六一三―五、東京経済大学所蔵）。

- (46) 東京帝国大学教授、南満州鉄道理事・副総裁、内閣法制局長官、商工大臣を歴任。戦後、幣原内閣に入閣し憲法草案（松本試案）を作成。

- (47) 「松本丞治による鑑定報告」（一九三〇年七月二十三日付）前掲「沖見初炭鉱買収事業目論見書、仮契約書、事業経過報告書、調査報告、意見書、その他」（大倉鉱業四六一三―一、東京経済大学所蔵）所収による。

- (48) 以下、「売買契約無効確認並不当利得金返還事件の答弁」（一九三〇年十二月十日）『台湾銀行対大倉鉱業昭和五年大倉鉱業（株）』（大倉鉱業四六一三―九、東京経済大学所蔵）所収による。

- (49) 「沖見初問題に就て本日東京に於て巨頭の会合」『宇部時報』一九三二年六月二十三日。

- (50) 沖ノ山炭鉱の村田義夫取締役による、東見初に売却が決まった際の談話

である。「お隣へ落着いた沖見初の買談」『宇部時報』一九三二年六月二十五日。

- (51) 「大倉鋳業沖見初炭坑遂に休業を発表」『宇部時報』一九三〇年十月十五日。
(52) 島岡亮太郎の職位は『人事興信録』第九版(人事興信所、一九三一年)による。

- (53) 「合併建議書」(藤本閑作・島谷亮太郎宛、藤井友吉・藤川喜太郎作成、一九二九年十一月二十五日)『沖見初炭坑書類昭和四年』昭和七年大倉鋳業(株)。(大倉鋳業四六一三一―一五、東京経済大学所蔵)所収による。

- (54) 一九一九年九月、沖ノ山炭鋳は負債を抱え古河鋳業へ売却が検討されていた西沖ノ山炭鋳(頭取・高良宗七)を、附属設備と七二万八〇〇〇坪の鋳区を含めて一〇〇万円で、さらに高良が所収する鋳区一九〇万坪を五〇万円で買収し、大規模化への基盤を整えた。一九二〇年六月、買収鋳区の開発を行うために埋立てと開鑿を行い、一九二三年一月に大派炭、同年二月に五段炭層へ着炭した。これに要した費用は九二万円にのぼるものであったが、沖ノ山炭鋳では開発した坑道を「新坑」と位置づけ稼行した。沖ノ山炭鋳の出炭量を見ると、一九二四年以降が上昇し、一九二七年には九四万六一八七トンにまで跳ね上がり、国内有数の炭鋳へ成長している。その主因となったのは新坑(高良鋳区)の出炭が軌道に乗り始めたことによる。以上、弓削達勝『素行渡邊祐策伝』乾(渡邊翁記念事業委員会、一九三六年)六二五―六三九頁、出炭量は『福岡鋳務所管内「鋳区一覽」』による。

- (55) 「書簡」(島岡亮太郎宛、藤井友吉・藤川喜太郎作成、一九二九年十二月二十四日)前掲『沖見初炭坑書類昭和四年』昭和七年大倉鋳業(株)。(大倉鋳業四六一三一―一五、東京経済大学所蔵)所収。以下引用する「書簡」と「電信」はすべて大倉鋳業四六一三一―一五に所収されているものである。

- (56) 詳しくは三浦壮「二〇一三」を参照されたい。
(57) 各炭鋳組合「組合規約」巻末の株主一覽「定約書類(石炭採掘)」(西村

家文書四五、学びの森くすのき所蔵)所収、および磯部家文書(学びの森くすのき所蔵)に含まれる各炭鋳「株券台帳」による。

- (58) 一九二九年の沖ノ山炭鋳に対する藤本閑作の所有株数六万五〇〇〇株中一〇〇株(株主六七四人中一一七位)、一九四二年時における東見初炭鋳に対する渡邊剛二(祐策の株式を引き継ぐ)の株数は総株数八万株中九六〇株(株主七二二人中九位)である。

- (59) 上田十一「石炭販売の競争時代」『宇部興産六十年の歩み』(宇部時報社、一九五六年)六六頁。
(60) 具体的には脚注三六を参照のこと。

- (61) 沖ノ山炭鋳は同社『営業報告書』、東見初炭鋳については「東見初炭鋳創業十二周年記念広告」『宇部時報』一九二八年十月二十一日による。

- (62) 高良の事業思想については、高良自身が「宇部炭鋳の大合同に就いて高良宗七」『宇部時報』一九一九年一月一日で詳しく披歴している。なお、高良宗七は地元炭鋳・製造業の経営者・投資家としても優れた実績を残している。詳しくは、三浦壮「二〇一五」を参照されたい。

- (63) 藤本閑作は渡邊祐策と異なり伝記が作成されず、人物について語った資料もほとんど残っていない。ただ、若松寿之介(東見初採炭係)は「一口に言えば謹厳で節約家」と(良い文脈で)藤本を評しており、無駄な金は使わないタイプであったと推測させる。若松寿之介「藤本閑作翁の思い出」前掲『宇部興産六十年の歩み』四二頁。

- (64) 「書簡」(島岡亮太郎宛、藤川喜太郎作成、一九三〇年四月二十二日)。
(65) 前掲「東見初炭鋳創業十二周年記念広告」『宇部時報』一九二八年十月二十一日による。

- (66) 国吉信義、藤本閑作・ツネの情報は、『人事興信録』第八版(人事興信所、一九二八年)『人事興信録』第九版(人事興信所、一九三一年)による。
(67) 一九二九年の「株主人名簿」によれば九六五株を保有し、株主六七四名

中一三位の位置につけていた。また一九四二年における東見初炭鉱の「株主人名簿」によれば、総株数八万株中八二一〇株を保有し、藤本政郎（閑作の長男）の一万株づく第二位の大株主であった。第三位の新田宇一は二五三〇株であるので、藤本閑作・国吉信義の東見初炭鉱内における立場は他の重役と比べても特別なものであったとみられる。

(68) 「書簡」(島岡亮太郎宛、藤井友吉・藤川喜太郎作成、一九三〇年四月二十七日)。

(69) 以下、一九三〇年五月九日のやり取りは「書簡」(島岡亮太郎宛、作成者不明、一九三〇年五月十七日)による。

(70) 皆川多三郎、大崎新吉の職位は『人事興信録』第九版(人事興信所、一九三一年)による。

(71) 「書簡」(大崎新吉宛、皆川多三郎作成、一九三〇年十月二十日)による。

(72) 「電信」(藤井友吉、藤川喜太郎、高橋岩太郎作成、一九三〇年十月二十九日午前九時)による。

(73) 「書簡」(高橋岩太郎宛、作成者不明、一九三〇年十月三十一日)、「書簡」(藤井友吉・藤川喜太郎宛、島岡亮太郎作成、一九三〇年十月三十一日)。

(74) 「宇部炭田統制の一步」『宇部時報』一九三二年五月二十日。

(75) 「書簡」(皆川多三郎宛、大崎新吉作成、一九三一年五月五日)による。

(76) 「書簡」(島岡亮太郎宛、皆川多三郎作成、一九三一年五月十二日)。

(77) 以下の実証は、「井上蔵相の肝煎で沖見初問題解決結局百七十六万円にて宇部の事業圏内に入る」『宇部時報』一九三二年五月三十日による。

(78) 「沖見初買談は何故決裂するに到つたか」『宇部時報』一九三二年六月五日による。

(79) 「書簡」(島岡亮太郎宛、皆川多三郎作成、一九三二年六月十四日)。

(80) 「書簡」(島岡亮太郎宛、皆川多三郎作成、一九三二年六月十六日)。

(81) 「沖見初問題に就て本日東京に於て巨頭の会合」『宇部時報』一九三二年

六月二十三日。

(82) 「日本台銀との契約を了し東見初炭坑の沖見初買収成る」『宇部時報』一九三二年六月二十五日。

(83) 「スラスラと運んだ沖見初買収交渉」『宇部時報』一九三二年六月二十七日。

(84) 「お隣へ落着いた沖見初の買談」『宇部時報』一九三二年六月二十五日。

(85) 「引継ぎを了して感慨や無量元沖見初次長高橋氏談」一九三二年六月三十日。

(86) 前掲三浦「二〇〇六」『エネルギー史研究』第二号、七四頁、表一二を参照。

(87) 前掲三浦「二〇一五」『社会経済史学』八一巻三号、九四頁。

(88) 「炭鉱株現物中値」『宇部時報』一九二六年六月四日。

(89) 「書簡」(大崎新吉宛、高良宗七作成、一九三二年九月二十二日)。

参考文献

大倉財閥研究会編「一九八二」『大倉財閥の研究…大倉と大陸』近藤出版社

荻野喜弘「一九八三」「一九二〇年代の宇部炭鉱業」『宇部地方史研究』第二号

荻野喜弘「二〇〇〇」『石炭鉱業の展開』『福岡県史』通史編近代産業経済(二)

桂芳男「一九七七」『総合商社の源流 鈴木商店』日本経済新聞社

齋藤尚文「二〇一七」『鈴木商店と台湾・樟脳・砂糖をめぐる人と事業』見洋書房

武田晴人「一九八二」『最近の財閥史研究をめぐる…大倉財閥の研究』を中心

に「『経済評論』第三二巻一〇号

武田晴人「二〇一七」『鈴木商店の経営破綻…横浜正金銀行から見た一側面』日

本経済評論社

中村青志・渡辺渡「一九七七」『大倉財閥の研究四』『東京経大会誌』一〇二号

中村青志「一九八〇」『大正・昭和初期の大倉財閥…成長から停滞への転換を中

心に』『経営史学』第一五卷第三号

長廣利崇「二〇〇二」戦間期日本における炭鉱企業の統計的観察』『エネルギー史研究』第一七号

三浦壮「二〇〇六」明治・大正期における宇部炭の市場と販路開拓』『エネルギー史研究』第二二号

三浦壮「二〇〇八」昭和戦前期における宇部石炭鉱業の需給構造』『エネルギー史研究』第二三号

三浦壮「二〇一三」戦間期日本における鉱業資本家と地方工業化の展開…山口県宇部地域における株主の投資行動と所得構造を事例として』『社会経済史学』七八卷四号

三浦壮「二〇一五」近代日本における地方資産家の企業家活動と工業化投資…炭鉱資本家・高良家の『金銭出納帳』分析を中心として』『社会経済史学』八一卷三号